

第3回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会 次 第

日時：令和7年7月1日（火）

18時から

場所：神奈川区役所

本館5階 大会議室A、B

- 1 開会
- 2 前回の検討内容の確認
- 3 寄せられた質問・意見について
- 4 議題「学校規模適正化等の検討について」
- 5 その他、事務連絡等

■本日の配付資料

- 1 委員名簿
- 2 席次表
- 3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第2号）
- 4 第2回部会までの御質問への回答資料
- 5 事務局に寄せられた御意見等一覧
- 6 青木小学校の学校規模適正化等について

**「青木小学校」学校規模適正化等検討部会
委 員 名 簿**

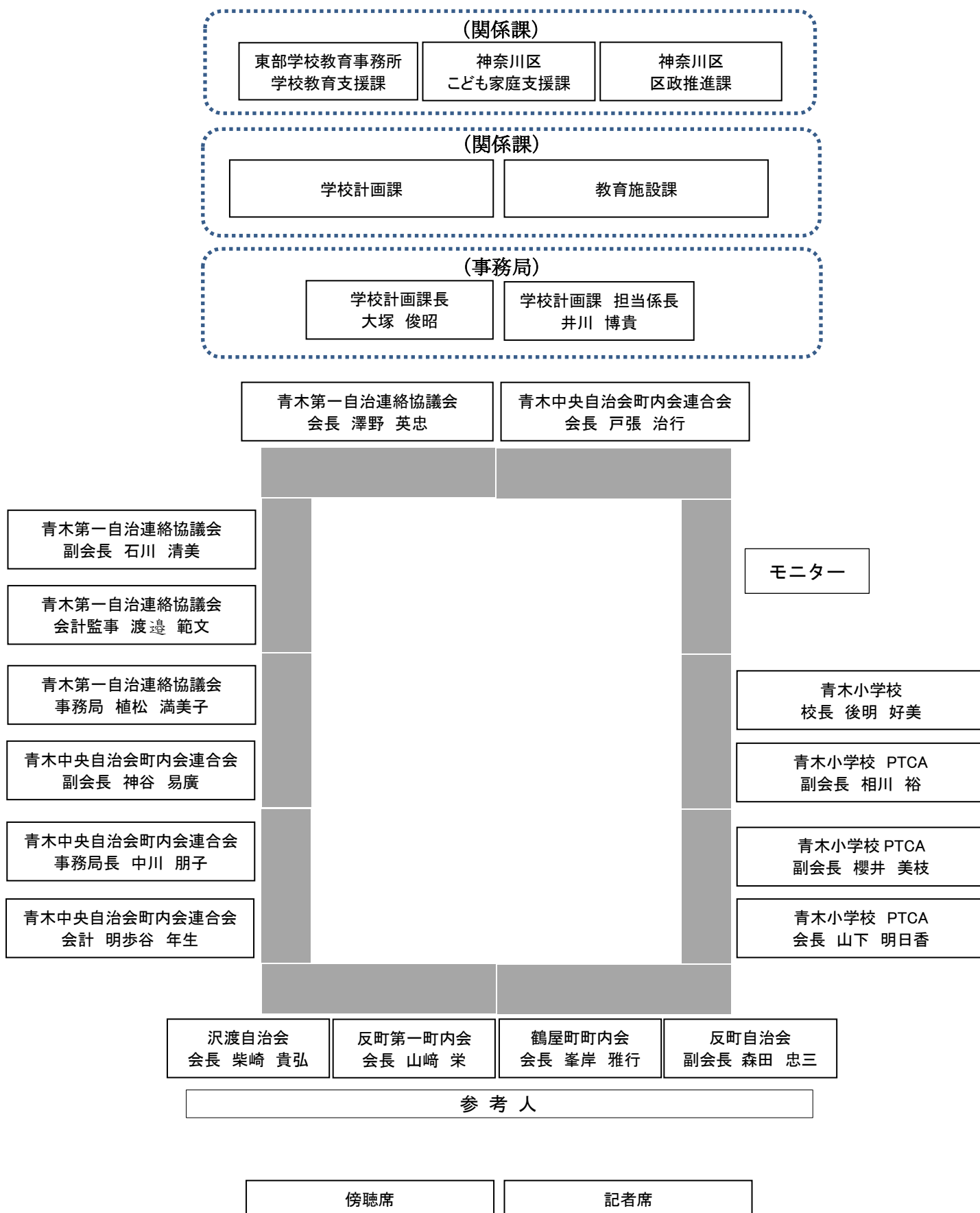
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域代表	澤野 英忠	青木第一自治連絡協議会 会長
	石川 清美	青木第一自治連絡協議会 副会長
	渡邊 範文	青木第一自治連絡協議会 会計監事
	植松 満美子	青木第一自治連絡協議会 事務局
	戸張 治行	青木中央自治会町内会連合会 会長
	神谷 易廣	青木中央自治会町内会連合会 副会長
	中川 朋子	青木中央自治会町内会連合会 事務局長
	明歩谷 年生	青木中央自治会町内会連合会 会計
保護者代表	山下 明日香	青木小学校 P T C A 会長
	櫻井 美枝	青木小学校 P T C A 副会長
	相川 裕	青木小学校 P T C A 副会長
学校関係者	後明 好美	青木小学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課 課長
	井川 博貴	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
関係課	山本 拓	教育委員会事務局 学校計画課 計画推進係長
	新川 裕之	教育委員会事務局 教育施設課 担当係長
	大山 憲	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 学校教育支援課長
	近藤 郁仁	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長

第3回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

席次表



目次

- 事務局によせられた御意見……P1
- 施設面による対応について……P3
- 部会における主な発言・質問……P6
- 施設面による対策
- 通学区域の見直しによる対応について……P7
- 部会における主な発言・質問……P8
- 【通学区域の見直し・その他】
- お問い合わせ先……P10

発行日：令和7年5月26日（月）
 発行元：「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局
 （事務局：横浜市教育局委員会事務局学校計画課）

第2号

「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション開発の影響から児童が増加しており、毎年のように諸室を一般教室へ転換する改修を行ってきました。今後もさらなる住宅開発が青木小学校通学区域内で計画されており、令和9年度には、教室が不足（※1）する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び学校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を令和6年9月に設置し、検討を開始しました。

令和6年12月に開催した第1回検討部会では、事務局より「施設面による対策」を中心に説明を行い、増築校舎の設置場所、スケジュール、学校運営面等の観点から、施設面での対応は困難である旨をお伝えしました。第2回検討部会では、引き続き、「施設面による対策」の検討を行い、事務局から「通学区域の見直し案」をお示しすることになりました。（※2）

今回、令和7年3月26日に第2回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

（※1）令和6年度義務教育人口推計（令和6年9月公表）による推計値より算出

（※2）第2回検討部会では、事務局よりお示した「通学区域の見直し案」の対象となる地域の代表者様に「参考人」として御出席いただきました。第3回検討部会にも引き続きに御参加いただき、御意見をいただく予定です。

第2回検討部会（公開）

日時：令和7年3月26日（水）

18時から

会場：神奈川区役所

本館5階 大会議室A、B



● 第2回検討部会の主な内容 ●

- ・事務局にて設計会社へ委託を行い、改めて増築の可能性を検証しましたが、学校運営上及び工事期間の面等から、施設面による対応は困難であることをお示しました。
- ・事務局からお示した「通学区域の見直し案」について、一度お持ち帰りいただき、引き続き、当案について第3回検討部会で御議論いただく予定です。

1 第1回検討部会から第2回検討部会開催までに事務局に寄せられた御意見

第1回検討部会から第2回検討部会までに寄せられた御意見が11件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースにおいては要約して掲載しています。（全文は検討部会資料を御覧ください。（P10にQRコード記載））

- ◆市の限りある予算を有効活用するために、通学区域の変更により、校舎建設等に使う予算を減らすことを要望します。現在、三ツ沢小学校の学区内では遠方から通学しているこどもたちもいるため、同程度の通学距離も青木小学校のこどもたちに対しても検討していただきたいです。例えば、青木小学校が通学区域の沢渡や松ヶ丘、鶴屋町を三ツ沢小学校や宮谷小学校に通学区域変更することで、通学距離が短く済んでいたエリアのこどもたちにも通学条件が平等になるよう促すことができると思います。

- ◆第1回検討部会ニュースを拝読する限り、「通学区域の見直し」一択だと思います。このままでは、青木小学校の学びが担保されません。

栗田谷や沢渡はそれぞれ斎藤分小や三ツ沢小に近い方も多いと思います。第2回検討部会では通学区域の見直しを前提に話し合いをもたれることを希望します。
- ◆通学区域の見直しを行う場合、神奈川区以外の小学校に変更となることはおかしいと思います。

青木小は通学区域外からの児童数が多いと思うため、まずはその受入れを止める必要があると思います。
- ◆第1回検討部会ニュースの委員からの発言で、あるマンションから青木小に通学している人数の発言が記載されていました。紙面にあえて、通学者の数字までを記載して、公に配付する点に違和感を覚えます。
- ◆通学区域内では次々と新しいマンションが建設されています。このままの状況では教室が不足することは明らかであり、人数が増えることでこどもたちの教育環境も悪くなるでしょう。こどもたちのことを第一に考えて検討を進めてください。
- ◆通学区域の見直しを行った場合、自身の住むエリアが青木小学校の通学区域外になってしまうことを大変危惧しています。居住地を考える際、こどもの小学校区に重点を置いて、この地を選びました。

通学区域の見直しを行う場合は、①通学区域が変更となった家庭に対する当面の猶予措置、②青木小学校と周辺小学校との広義の平準化（学年あたりのクラス数等）③スケジュールの早期公表、を要望します。
- ◆検討部会ニュースで検討状況を確認できるのは大変ありがたいです。

まずは、通学区域外から通学している児童数やその適正化をしなくていいのか確認をしてほしいです。
- ◆青木小学校に通う前提で保育園を選択しました。別の学校に通う可能性があることを知り、大変困惑しています。

校舎の増築が困難なことも検討部会ニュースで理解しました。他の学校がどうしても嫌ということではありませんが、そうなるのであれば少なくとも子が生まれる6年前から前もって周知すべきと感じています。

今後、通学区域の見直しが必要なのであれば、見直しの対象となる地域については6年間を目安に通学先を選択制にしていかがでしょうか。
- ◆教室を作ることは困難であることを誰もが分かっていると思います。栗田谷や松ヶ丘などの学区を二谷小や斎藤分小に変更するべきだと思います。また、通学区域外からの受入れをやめるべきだと思います。
- ◆通学区域変更の他に方法がないのであれば、数年の猶予をもって発表していただき、それまではどちらかの小学校を選択できるようにならないでしょうか。

小学校進学含め先を見据えて、住居、保育園を決めてきたので戸惑いが強いです。

栗田谷から斎藤分小へは交通量が多く狭いバス通りがあり、大人が歩くにも怖いと感じることがあります。今後、住民に向けての説明会があるのであれば、近隣の保育園にもお知らせを出していただけないでしょうか。未就学の家庭に対して情報が少ないと感じています。
- ◆通学区域が変更となった家庭に対して当面の猶予措置の検討をお願いします。

多くの家庭が進学後の小学校に保育園の友達がいることや保育園の立地を中心とした生活リズムに大きな変化が生じないこと等を想定して保育園を選んでいきます。通学区域の見直しという大きな転換期を、希望しなくとも迎える家庭に対して、こども、家庭の事情に応じて柔軟に対応いただきたいと思います。

2 施設面による対応について

第1回検討部会でいただいた御意見も踏まえ、増築（恒久的・時限的）の可能性について検討を行いました。

＜検討にあたっての確認事項＞

◆校舎増築の許認可①（学校建築の高さ制限）

⇒ 増築校舎の規模が制限以下の面積と建物高さでできるか

◆校舎増築の許認可②（日影規制）

⇒ 増築校舎の影が近隣の敷地に生じるか

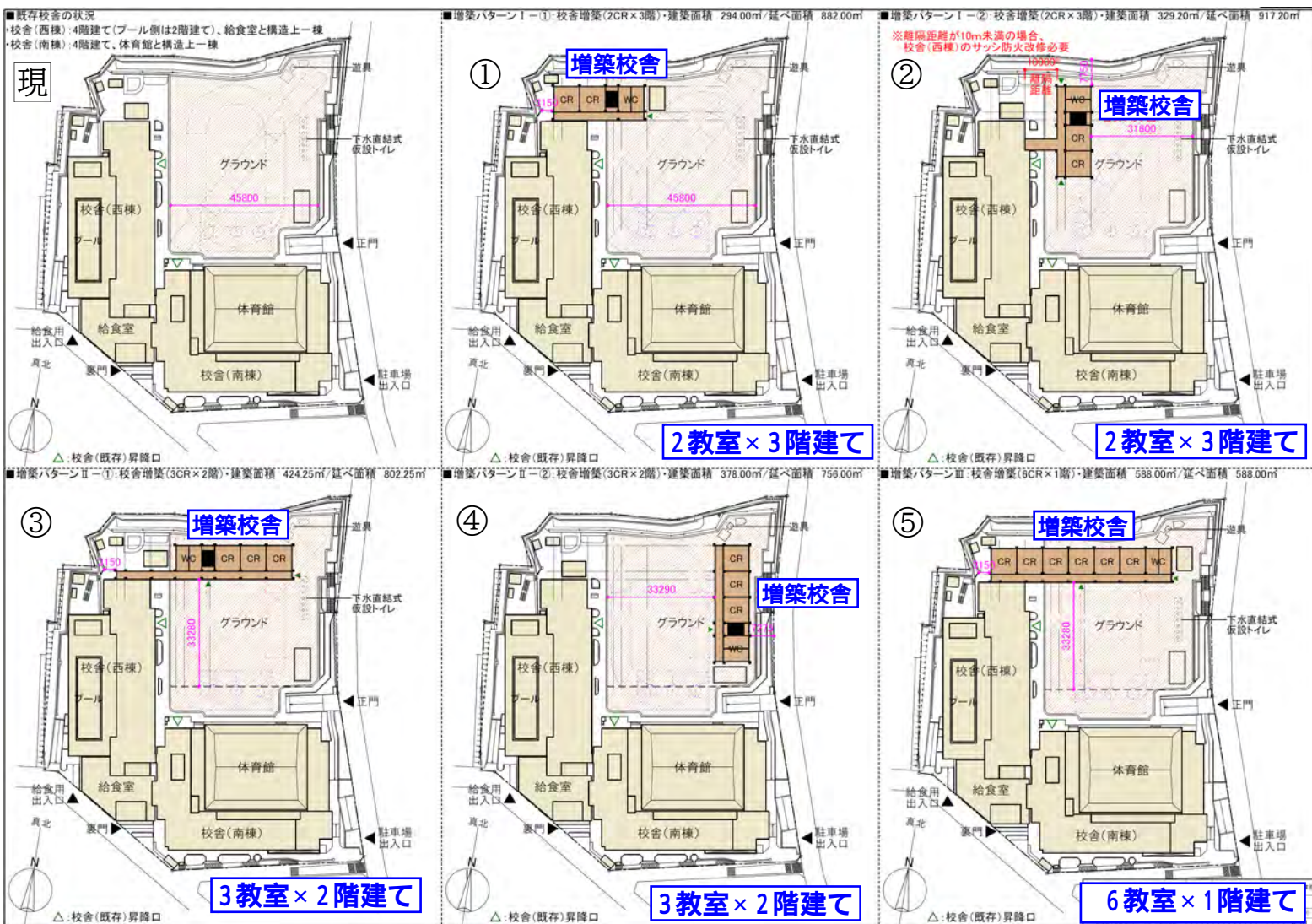
◆校舎増築のための北側擁壁築造の検討

⇒ 広範囲の築造による近隣への影響、工期

【学校建築の高さ制限内で考えられる増築パターン】

設計会社に業務委託を行い、学校建築の高さ制限内で考えられる増築パターン（①～⑤）は以下の通りです。

※増築については、恒久的な増築校舎及び時限的な仮設校舎（プレハブ校舎）も含めて検討しています。



現	既存校舎の現状	
	増築パターン	
①	北側	2教室×3階建て
②	西棟正面	2教室×3階建て
③	北側	3教室×2階建て
④	東側	3教室×2階建て
⑤	北側	6教室×1階建て

※設計図（カラー）はホームページに掲載しています。

①から⑤の検討パターンは、法令上の高さ制限に抵触しない増築パターンとなります。
これらを基に、他の法規制等も含め、増築校舎の建築が可能かどうか、検証を行いました。

【日影規制について】

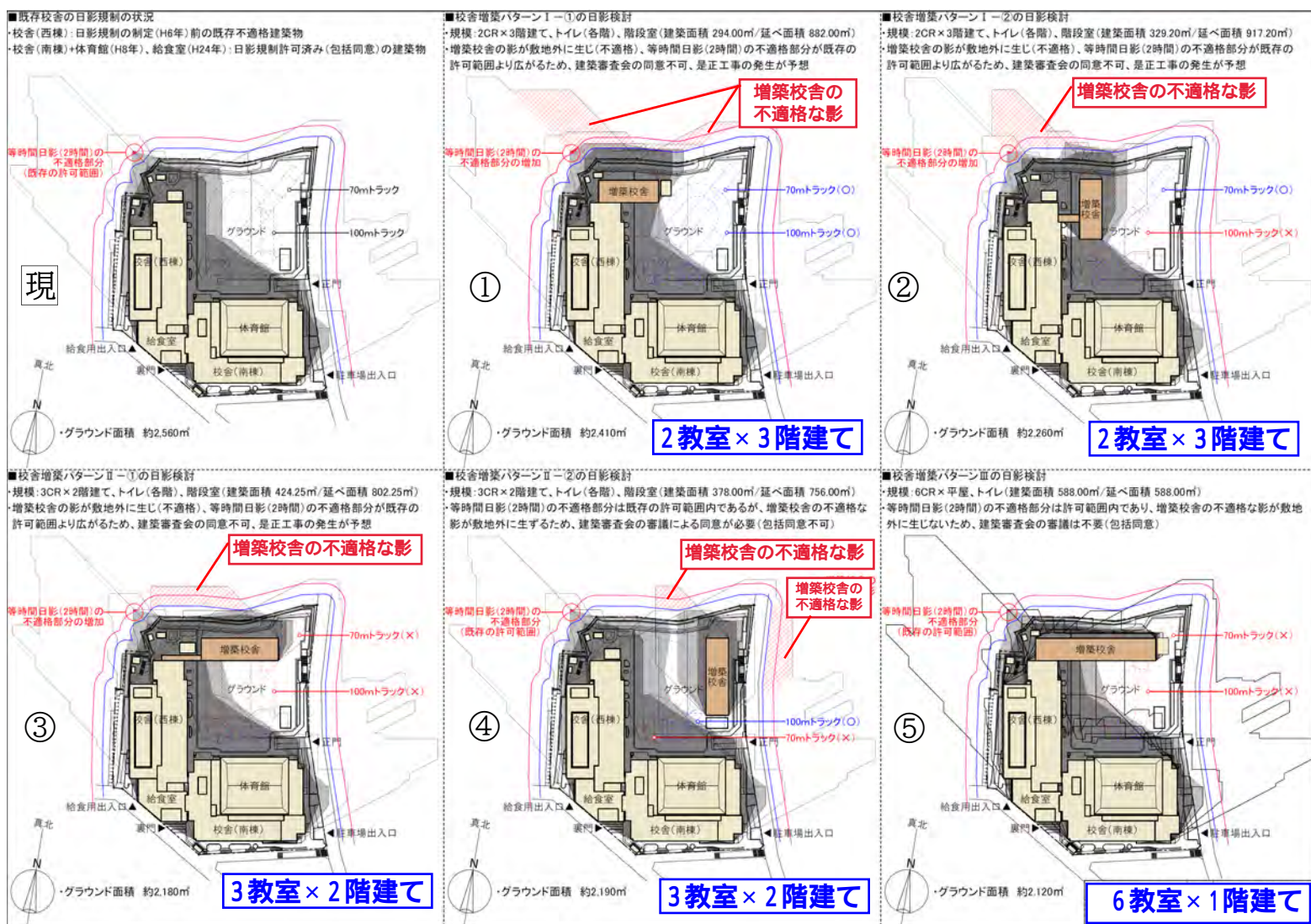
◆日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法第五十六条の二」及び「横浜市建築基準条例第四条の四」において定められています。

⇒この定めに基づき、青木小学校における増築の可否について検証を行いました。

◆平成6年に「横浜市建築基準条例」が改正されたことにより、改正前の昭和53年に建築された校舎西棟は既存不適格建築物（建築当時は法令に適合していたが、法令や条例の改正により適合しなくなった建築物）となっています。

⇒新たに増築校舎やプレハブ校舎を建築するにあたり、既存不適格建築物の校舎西棟に対する現行の法令等への適合義務が発生しないことを前提条件として、検証を行いました。

【増築パターン①～⑤における日影の状況及び増築の可否についての検証結果】



※設計図（カラー）はホームページに掲載しています。

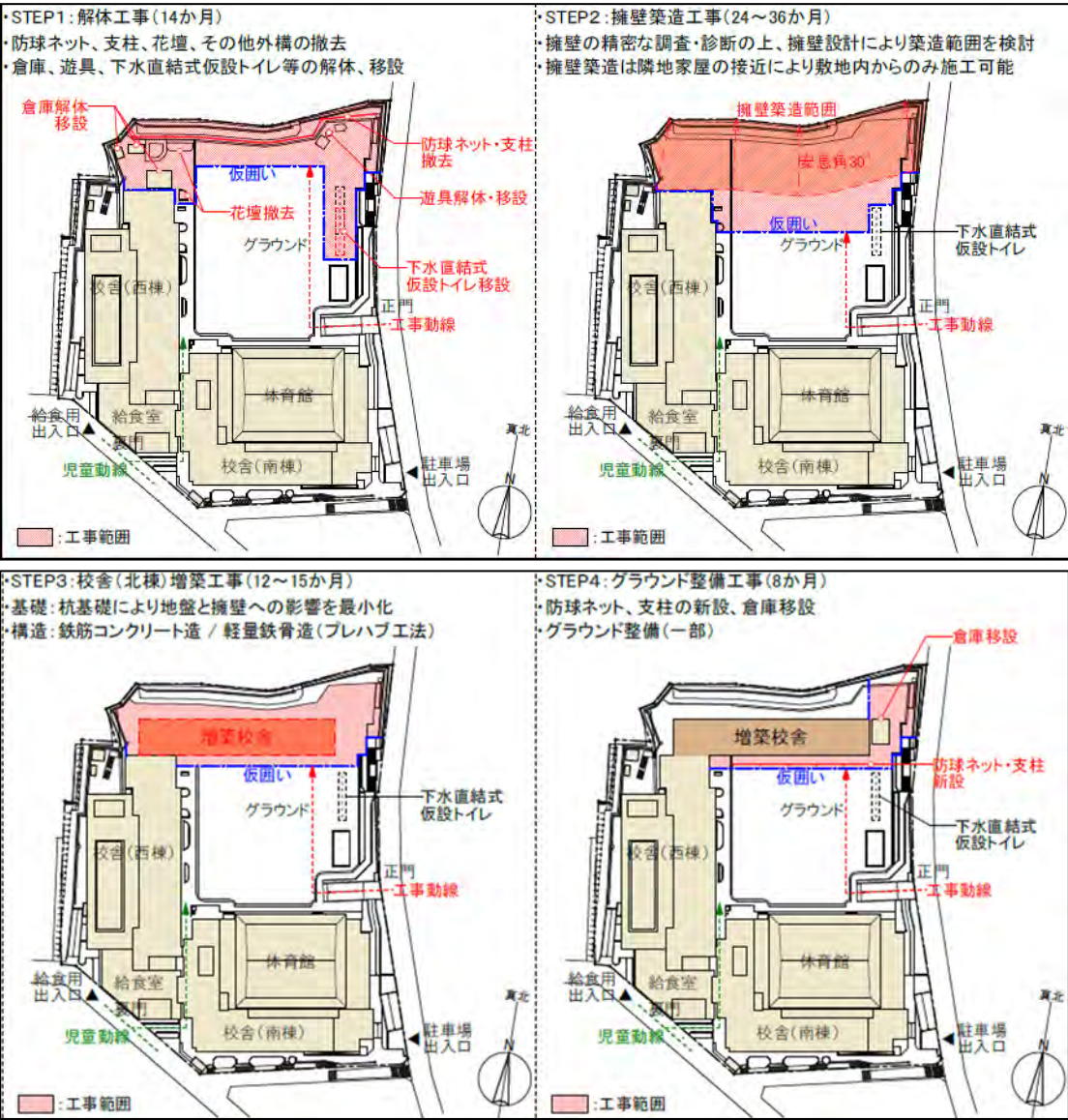
増築パターン			検証結果	理由
①	北側	2教室×3階建て	×	増築校舎の影が敷地外（北側）に生じ不適格
②	西棟正面	2教室×3階建て	×	増築校舎の影が敷地外（北側）に生じ不適格
③	北側	3教室×2階建て	×	増築校舎の影が敷地外（北側）に生じ不適格
④	東側	3教室×2階建て	×	増築校舎の影が敷地外（北側・東側）に生じ不適格
⑤	北側	6教室×1階建て	○※	増築校舎の影が敷地外に生じない

※⑤日影規制上では建築可能ですが、工事期間（擁壁築造工事含む）や学校運営上の課題があります。

【北側擁壁の築造について】

北側擁壁は現在、既存不適格擁壁であり、擁壁周辺に新たに校舎を建てる場合は、現在の法令等に適した擁壁に新しく造り替える必要があります。そのため、擁壁築造に向けた調査・設計及び擁壁周辺施設の解体・撤去を行った後に擁壁築造工事を行います。増築校舎工事は擁壁築造工事終了後に着手することになります。

【校舎増築のスケジュール】 ※設計図（カラー）はホームページに掲載しています。



令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度		令和 11 年度		令和 12 年度		令和 13 年度		令和 14 年度	
解体 工事 (設計) 【6 か月】	解体工事 【8 か月】	擁壁築造工事 【24～36 か月】						校舎増築工事 【15 か月】 プレハブ校舎の場合 【12 か月】	グラウンド 整備工事 【8 か月】	増築校舎 供用開始			
擁壁調査・ 築造設計 【12 か月】													
							校舎増築 (基本設計・実施設計) 【16 か月】						
									グラウンド 整備工事 (設計) 【6 か月】				

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
24 学級	25 学級	26 学級	27 学級	28 学級



※青木小が一般教室として使用可能な保有教室は、「24 教室」

(青木小の学級数推移) ※第 2 回検討部会資料【資料 5】P.3 参照

【増築可能性の検証結果】

施設面による対応については…

設計会社へ業務委託の上、増築の可能性について検証しましたが、建築が可能な案（P3・P4 記載の増築パターン⑤）についても、工事スケジュールを踏まえると、青木小学校における教室不足の問題は解決できない状況です。また、グラウンドの使用に制限が出る等、学校運営の観点からも課題があります。

増築校舎・プレハブ校舎の建築における課題

- ◆令和 7 年度中に増築による対応が決定され、令和 8 年度から当該事業に着手した場合でも、増築校舎の工事終了後の令和 14 年度頃から供用開始となるスケジュール
⇒令和 9 年度から見込まれている教室不足には間に合わない
- ◆増築校舎を建築する場合（プレハブ校舎も同様）、工事期間中グラウンドの大部分は使用不可。建築後も著しくグラウンド面積は狭くなってしまうため、体育の授業等、屋外運動場の確保が困難となり、学校運営に支障が出る可能性

3 部会における主な発言・質問【施設面】（★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録を御覧ください。

★工期が間に合わないから通学区域を変えるしかないと意図的に誘導されているようにしか感じられない。グラウンド整備工事がスケジュールに含まれているが、グラウンドを通らない動線にすれば校舎は（前倒しで）使用できると思う。また、擁壁工事も 24～36 か月とずいぶん幅がある。こういった点を整理すれば令和 13 年度からの校舎利用もできるのではないかと。増築工事等、施設面での対応を行わない前提で話をしているため、そういった選択肢が出てこない。

⇒事務局としては、工事が児童数・学級数の増加に間に合わない事態は一番避けなければいけないことだと考えています。建築関係の人材確保や資材の高騰といった経済情勢等を踏まえ、工期が後ろ倒しになることも想定して検討せざるを得ない状況です。

対応策が施設面となる場合、そうした工夫も考えられると思います。しかし、現在予想している児童数では、校舎改修等を行ったとしても令和 13 年度時点では、教室不足となる状況にあり、前回いただいた御意見も含め、改めて増築校舎等の建築可能性について検証した結果、困難であることをお示しさせていただいています。

★当初は通学区域変更ありきで進めていると思っていたが、神奈川区のこの辺りの場所は予想よりもこどもが増える可能性があり、教育委員会としては不測の事態があってははいけないので、確実な線でやらなければならず、やむを得ない状況だと思う。

★増築の可能性について検討結果を出していただいたが、費用面としてどのくらいの事業費になるのか。

⇒委託先の設計会社から本日時点で見積もりがいただけていない状況です。直近の例ですと、平沼小の場合、2 教室の 4 階建て全 8 教室分の増築を行いました約 4 億円かかっています。

青木小の場合、平沼小と同じような建築条件ではないことや、擁壁の建築費用も発生することが見込まれるため、事業費は平沼小以上に増える可能性があります。

★増築検討資料（資料5の別紙）ではすべて6教室を想定しているが、青木小の児童数、学級数の表を見ると、令和12年で28学級ということになっている。今後の開発を含めてだと思いが、6教室にする理由を教えてください。

⇒平屋建て6教室の図面を御覧いただければと思いますが、北側校舎に建てられる最大の教室数は最大6教室となります。6教室以上の教室は用意できない想定のもと、設計会社に2階建て、3階建ての図面をそれぞれ検討いただきました。

4 通学区域の見直しによる対応について

周辺校の通学区域と隣接する地域※を対象として、事務局から「通学区域の見直し案」をお示しました。当案については、一度お持ち帰りいただき、引き続き、次の検討部会にて御議論いただく予定です。

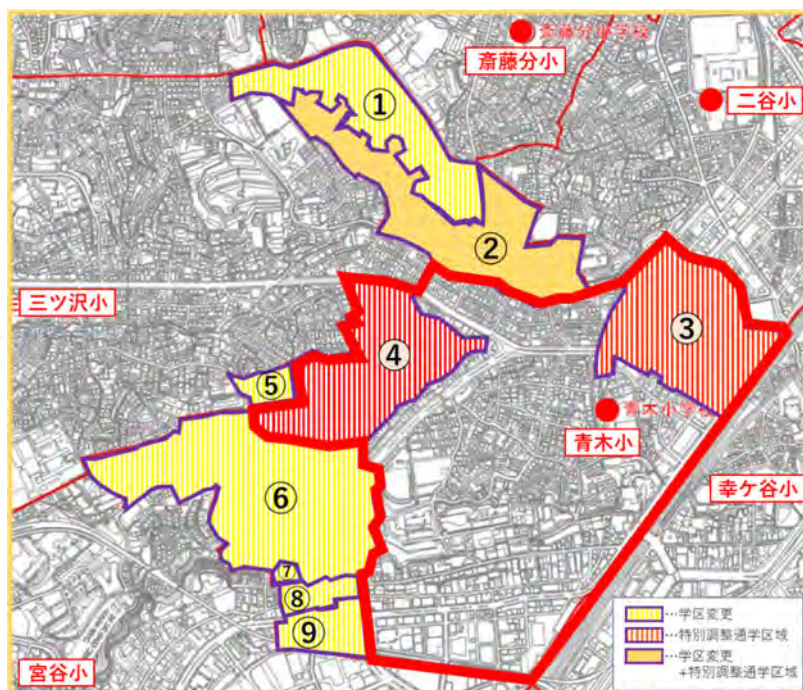
また、通学区域の見直しを行う場合は、想定される通学路の通学安全についても今後検討を行う予定です。

※幸ヶ谷小の通学区域に隣接する地域については、幸ヶ谷小学校の施設状況から見て、更なる受入れが困難であることから、検討対象地域に含めておりません。

【通学区域の見直し案】※カラー版はホームページに掲載しています。

	検討対象地域	変更案 (通学する学校)
①	栗田谷北	斎藤分小
②	栗田谷南	斎藤分小 二谷小
③	反町	青木小 二谷小
④	松ヶ丘	青木小 三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘駅跡地)	三ツ沢小
⑥	沢渡	三ツ沢小
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小

※変更案に2校記載されている地域については、特別調整通学区域※の設定を想定



※特別調整通学区域制度・・・学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校（正規校）又は教育長が定める指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

【対象者】

- ◆施行日（設定日）以降に入学となる新小学1年生
- ◆施行日（設定日）以降に対象地域に転入される小学生

※方向性がまとまる時期によって施行日（設定日）が変わるため、現時点では通学区域の見直し時期は決定していません。

※在校生については、通学区域の見直しの対象外となります。

【通学区域の見直し案のとおり実施した場合の青木小児童数・学級数推移】

変更前（通学区域変更を行わない場合）

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	793	811	837	852	887
学級数	24	24	24	25	26	27	28

R6 は令和6年5月1日時点の実数値

R7～R12 は第2回検討部会開催時点で把握済の建設予定物件を含めた推計値

変更後（令和8年度から通学区域変更を行った場合）

①【通学区域変更＋特別調整通学区域（③・④）のうち70%の児童が青木小を選択した場合】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	704	681	655	630	625
学級数	24	24	23	22	22	21	21

②【通学区域変更＋特別調整通学区域（③・④）のうち50%の児童が青木小を選択した場合】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	698	666	633	600	588
学級数	24	24	23	22	21	20	19

③【通学区域変更＋特別調整通学区域（③・④）のうち30%の児童が青木小を選択した場合】

青木小	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	692	653	612	571	551
学級数	24	24	22	22	21	20	19

「通学区域の見直し案」を実施した場合・・・

対象となる小学校（青木小学校・斎藤分小学校・二谷小学校・三ツ沢小学校・宮谷小学校）については、現時点で、教室数（一般学級として使用する教室）が不足となる見込みはありません。

※通学区域の見直し案は、対象となる小学校の施設状況から児童の受け入れ可能な範囲、かつ長期的に青木小の不足教室が解消される案をお示ししています。

5 部会における主な発言・質問【通学区域の見直し・その他】

（★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録を御覧ください。

★通学区域はどのように決定するのか。この検討部会の話し合いで決まるのか、各町内会等でアンケートをとってもらって決めていくのか。また、登校班の引率や地域の中で関係校が複数になった場合のこども会はどうなるかについて教えていただきたい。

⇒検討部会の意見として最終的には意見書をまとめていただき、その意見書に基づいて第三者委員会である「学校規模適正化等検討委員会」で議論し、最終的な意思決定は教育委員会で行います。決定にあたっては、部会での意見を最大限尊重してどうすべきかを最後は教育委員会で責任をもって決めていきたいと考えています。

（次ページへ続く）

登校班につきましては、通学先となる小学校が登校班を編制している場合は、その小学校の登校班に入っ
ていただくことになります。

こども会につきましては、例えば特別調整通学区域の設定を行い、1つの町内会で複数の通学先を抱えて
いる場合、異なる学校に通学していても住んでいる地域は同じであるため、町内会単位でこども会として
いる場合と、隣の町内会の方の登校班と合流する場合は、隣の町内会に参加されることもあると聞いてお
ります。

**★1学級を35人ではなく、40人学級にすれば現状の教室数でも問題なくなるのではないかと。私が通っ
ているときは1学級50人、60人だった。それでも学校教育がしっかりできていたわけだから、単なる教
育委員会の決め事だけで、それを当てはめようとするのは不愉快。**

⇒1学級あたりの人数は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により定め
られています。こちらの法律「第3条2項」中の表で、同学年の児童で編制する学級を1学級あたり35人
と定めています。1学級あたりの人数は都道府県の教育委員会が定めることになっていますが、国の法律
(学級編制の基準)に反して、学級編制を行うことはできません。35人を下回る人数で学級編制すること
は可能ですが、法律上、原則35人を超えての編制をすることはできません。

★私たちの時代は二部授業をやっていた。教室数の不足を理由に二部授業を届け出たらよいのではないかと。

⇒「学校教育法施行規則」にて、二部授業を行う場合は国に届出をする必要があるとされています。本市の
事例として、蒔田中学校のみ、夜間の中学校として運用がされており、二部制をとっています。あくまで
夜間学級として実施がされているところです。

また、同規則で小学校の総授業時数が定められており、本市の総授業時数も国の法律に準拠しています。
その総授業時数を満たす前提で二部授業を行う場合、学校現場としては大きな負担になることが想定され
ます。さらに、午前の部、午後の部で教職員を別で配置する必要があることから、人材確保の面でも二部
授業の実施は困難だと考えます。

**★通学区域の設定にあたっては、「道路、鉄道、河川等で地形的に区分されていることが望ましい」となっ
ているが、青木第一、青木第二の地区は洲崎神社の区域であり、浅間下の交差点で分かれている。洲崎神
社の氏子の一部が浅間町の交差点を越えて、そこで勉強をして卒業後は軽井沢中、栗田谷中、どこへ行く
のか。友達関係等からこどもたちはそのような状況についていけないと思う。**

また、松ヶ丘から三ツ沢小に行く場合、歩道と車道の区別がつかないグリーンのラインが引いてあるだけ
の道路を通ることになり、青木小へ通うよりも危険度が高くなる。

⇒神社の区分けについて教育委員会事務局としてお答えすることは難しいと考えています。この先、通学区
域変更の方向性で検討が進んでいった場合、新しく通学路となり得る箇所において、通学安全をどうする
のかといった議論も検討部会の中で行っていきたいと考えています。

★幸ヶ谷小学校と神奈川小学校の間に通学区域変更を行った際の経過を教えてください。

⇒幸ヶ谷小学校と神奈川小学校については昨年度に地元の皆さまとも御相談をさせていただき、説明会を開
催した後、今年度両校の間に通学区域の変更をさせていただきました。

主な要因として、幸ヶ谷小学校の学区の中に、「東高島北地区土地区画整理事業」の中で、タワーマンショ
ンが3棟建つ予定の場所があります。その他にもマンションが複数できるということもあり、幸ヶ谷小学
校は学校の中に増築校舎を建ててグラウンドがないという状況も踏まえまして、隣接する神奈川小学校と
通学区域の見直しを行いました。

(次ページへ続く)

★新しくできるマンションや戸建てを青木小学校の通学区域から除くことはできないのか。開発を含まなければ青木小の教室数を増やさなくても維持できるようになると思う。

また、特別調整通学区域を全区域に設定すれば、爆発的な増加も防げるのではないか。事務局への問合せにもあったが、経過措置を設けることは考えられないのか。

通学区域の見直しについて、反対は反対だが、反対していてもいつかは決まってしまうのであれば、住んでいる方が不利益を被らない選択肢を残して決めてほしい。

⇒新しく開発される物件において、隣接校の通学区域に接しているマンションである、沢渡の「県の社会福祉会跡地」等は、通学区域を変更する案を記載させていただいています。一方、通学区域の真ん中に建設される物件を他の学校・学区に変更することは考えにくいことだとは思っていますが、この点について事務局として次回の検討部会までに考えを整理してお示ししたいと思います。

また、特別調整通学区域の設定範囲や経過措置についても今後、整理・検討していく必要があると考えています。今回は、事務局より通学区域変更案をお示した上で、次回検討部会に向けて地域の皆さまからの御意見をいただきたいという趣旨ですので、いただいた御意見をもとに検討を進めていきたいと考えています。

《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問をお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からない点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

◆第3回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

【各資料に直接アクセス可能なQRコード】



【ホームページ】



【第2回検討部会資料】



【第2回検討部会会議録】



【第1回検討部会ニュース】

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。

Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417

第2回検討部会時まで委員及び参考人の皆さまから頂戴したご質問に関する資料

本資料は、『第2回検討部会の際に、その場でお答えできなかった御質問』及び『検討部会委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問』について、教育委員会事務局の見解・回答となります。

本資料及び『検討部会ニュース（第2号）』を参考に、第2回検討部会にて事務局からお示しさせていただいた『通学区域の見直し案』について、第3回検討部会にて、皆さまより御意見を賜りたいと考えております。（可能な範囲で結構でございますので、皆さま御所属の団体等で御議論いただけますと幸いです。）

なお、本資料は第3回検討部会においても、当日資料として御用意させていただく予定です。

（1）今後、開発予定のマンション等のみを、青木小学校以外の学区にすることの可否について （いわゆる「飛び地学区」のようなものが設定できないのか）

通学区域内の設定にあたっては、対象となる小・中学校の通学区域が一体となっていることが望ましく、対象となる学校の通学区域から離れたエリアが生じる、いわゆる「飛び地学区」は設定していません。

主な理由として、児童・生徒は指定された学校以外の通学区域内を通過して通学するため、関係校間で通学路が交差する状況が発生し、通学安全面及びその管理上、望ましくないと判断しているためです。

そのため、今回、青木小学校の通学区域内で新しく建設予定とされている物件のうち、「県立社会福祉会館跡地」等、隣接校の通学区域に接している物件は、通学区域を青木小学校から隣接校へ変更する通学区域変更を行い、接していない物件は、通学区域変更は行わず、指定校を青木小学校とする案をお示ししています。

（2）通学区域変更（特別調整通学区域含む）の経過措置を設けることの可否について

青木小学校における不足教室対策の状況として、「令和9年度には現在の教室が不足する見込み」、「内部改修や増築による施設面による対応が困難」等の理由から、早急な対応が必要な状況です。このような状況の下、寄せられたご意見を踏まえ「通学区域変更の方針決定後から6年間（※）は、青木小学校または、経過措置終了後の6年後に変更となる小学校のいずれかの小学校が選択可能」となる経過措置について、検討しました。

※前提として、通学区域変更の対象地域にお住いの未就学児（0～5歳）が、通学区域の変更によって青木小学校に就学できない状況を避けるために「6年間の経過措置期間」を設けることを想定しています。

【例】令和9年度より、事務局から提示した通学区域変更を実施し、6年間の経過措置を設けた場合

沢渡地区

令和9年度～令和14年度：（指定校）三ツ沢小学校（受入校）青木小学校

令和15年度以降：（指定校）三ツ沢小学校

栗田谷北地区

令和9年度～令和14年度：（指定校）齋藤分小学校（受入校）青木小学校

令和15年度以降：（指定校）齋藤分小学校

栗田谷南地区

令和9年度～令和14年度：（指定校）齋藤分小学校（受入校）二谷小学校・青木小学校

令和15年度以降：（指定校）齋藤分小学校（受入校）二谷小学校

※対象地域にお住いの未就学児は現状と変わらず、経過措置が取られている6年間は青木小学校への就学が可能となります。（経過措置期間中に転入される未就学児も含めた措置となります。）

以上の経過措置を講じた場合、期間中の6年間は、青木小学校に引き続き就学可能な状況であることから、令和9年度以降に見込まれている不足教室の状況を改善することができないため、対応は困難と考えています。

しかし、部会委員や地域の皆さまから御意見が寄せられていることを踏まえ、改めて事務局にて条件等の整理・検討を行い、次回検討部会にて検討結果をお示しさせていただく予定です。

(3) 通学区域変更に伴い居住区と異なる区の学校が指定校になる場合の問題について

区が独自で実施している事業等はその区に所在する学校を対象としている場合があります。例えば、小学校を対象とした区の音楽会等は、区ごとに実施されています。

区を跨っての通学区域としている学校は、本市においても複数事例（三ツ沢小学校・白幡小学校等）ございますが、上記のような各取組等については、各区及び各学校の状況によって異なります。

(4) 通学区域変更に伴い指定校が変更となる場合の課題と対応について

通学区域変更に伴い、小学校の場合、新たに通学路が設定されます。新たな通学路の設定にあたり、児童の通学安全面の課題が明らかとなった場合は、教育委員会が道路管理者や交通管理者等と調整を行います。

今後、通学区域変更を実施する場合は、関係校のスクールゾーン協議会等からの御意見等も踏まえながら、教育委員会事務局で想定される通学路について、通学安全点検を実施します。その内容をもとに「通学安全に関する要望書」を検討部会の中で御議論の上、取りまとめていただき、区役所の関係部署や、所管の警察署等に、要望書を提出します。

(5) 通学区域変更による対象地域への影響や児童の通学方法について

通学区域変更を行う場合、現在、通学している在校生は対象外となります。新たな通学区域が施行された日以降の新1年生及び転入される小学生が通学区域変更の対象となります。

そのため、通学区域変更が施行されてから、しばらくの間は、同じ地域内で通学する学校が異なることもある状況となります。なお、特別調整通学区域が設定された地域は、常に就学先が選択できることになることから、永続的に同じ地域内で通学する学校が異なることもある状況となります。

また、登校班の編成については、変更先の小学校の登校方法に準拠します。現在、「二谷小学校」、「斎藤分小学校」については登校班が編成されておらず、個別登校となっています。「青木小学校」、「三ツ沢小学校」、「宮谷小学校」については登校班が編成されており、集団登校を実施している状況です。

登校班が編成されている、されていないに関わらず、通学区域変更がされた場合は、「新たに登校班が編成される、または既存の登校班に合流する」、「個別登校となる」等の対応となります。

また、通学区域変更に伴って、「新たに登校班が編成される、または既存の登校班に合流する」ことになった場合の当該地域に居住する新1年生や、その後の数年間は、当該地域からは一部の学年のみ、変更先となった小学校へ通学する状況となりますが、具体的な「登校班の編成方法」や「既存の登校班との合流地点」等については、今後、対象となる学校及び地域の皆さまと調整の上、決定していくことになります。

(6) 通学区域が変更になる児童の子ども会の所属など、具体的な流れについて

通学区域変更を行った場合、対象となる児童は施行日以降に新1年生となる児童及び転入による児童が対象となるため、「町内会」や「子ども会」の中で複数の小学校に通う児童・生徒が所属することとなります。

特別調整通学区域が設定されている地域と同様に、他の地域においても、「町内会」や「子ども会」の中で通っている小学校が複数あるような状況もございますが、同じ地域に居住する「こども」であることから、各学校のPTA、町内会、子ども会等の皆さまに御尽力いただきながら運営をしていただいています。

通学している小学校は異なるものの、同じ町内会に所属するこどもとしてその地域の子ども会でまとめて見られている場合もあれば、別の町内会の区域で登校班を編成していることから、登校班が編成されている側の子ども会に参加している場合もあるとお聞きしています。

(7) 指定地区外就学制度における兄弟姉妹要件の考え方について

未就学児が入学する際、既にきょうだい児が指定地区外就学制度を利用して、青木小学校に通学している場合には、指定地区外就学制度(※)の要件である、「既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合」に該当します。

なお、未就学児が青木小学校へ入学すると同時に、きょうだい児が青木小学校を卒業する場合には、指定地区外就学制度の兄弟姉妹の要件に該当しないため、兄弟姉妹を理由とした指定地区外就学制度の対象外となり、原則、指定された小学校へ通学していただくことになります。

また、「通学等に支障があると学校長が判断した場合」や、「学校の施設状況等」により、指定地区外就学制度の要件に該当する場合でも、場合により、不承諾となることもあります。

※指定地区外就学制度の御案内(市HP・URL)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/gakku-meibo/tsugakukuiki/sonota/shugaku.html>

(8) 指定地区外就学における保護者の付き添いの要否について

指定地区外就学制度を利用し、指定された通学区域外から通学する場合、保護者様による通学時の付き添いの要否については、学校長との相談や判断によります。

事務局に寄せられた御意見等一覧

	意見内容	問合せ方法
1	恐らく学区の改定にて今後教室不足に対応されるものかと存じますが、改定にあたっては距離だけでなく、急な坂道や通学路のアップダウンについても考慮していただけないでしょうか。 沢渡から三ツ沢小学校や宮谷小学校へのルートはどちらも高校生でも避けるような傾斜があり、小学校低学年児には厳しいように思えます。 沢渡から三ツ沢小学校へのルートについて 横浜駅から沢渡を通り三ツ沢に向かう道はかなり傾斜が強く、横浜翠嵐高校の生徒も半数近くはバスを使って登校しています（バスのルートが遠回りであるため、バスの待ち時間を含めれば徒歩とバスでは所用時間がほとんど変わらないのですが、それでも坂道のきつさからバスを使用する生徒が多く、特に女子はバス利用が大半です）。 また、横浜翠嵐高校から三ツ沢小学校までの坂はとても急で、横浜翠嵐高校の一部の生徒はこの坂をトレーニングに使っていたほどです（急傾斜を駆け上ることを繰り返す坂ランという筋力トレーニング）。 平日 16:00 頃に横浜翠嵐高校周辺をご覧になれば坂をトレーニングに使っていることがわかるかと思います。沢渡から宮谷小学校へのルートについて横浜翠嵐高校から横浜駅に向かう際、沢渡を通して宮谷小学校周辺を抜けて横浜駅に通ることもできるのですが、このルートは山を迂回せずに上り下りをするようになるため、横浜翠嵐高校の生徒で通学路として使っている生徒は知る限り誰もいませんでした。このルートは横浜翠嵐高校の生徒の間では山越えなので、20 年以上前から通称「アルペンルート」と呼ばれており、地図アプリなどでは経路として出ることもありますが、高校生でも使いません。上記の通り、沢渡から三ツ沢小学校へのルート、宮谷小学校までのルートはともに、現地住民や現地高校生であれば徒歩ではまず使わないような急なアップダウンがあるルートですので、地図上の単純な直線距離と三ツ沢小学校・宮谷小学校の教室数の余裕だけをみて、そちらに学区が変更されることを懸念しております。私も未就学児を育てておりますが、自身がこの地域で高校時代を過ごしており実態を経験しておりますので、高校生でもきつい道のりをまだ体力のない小学生に毎日歩かせるのはできれば避けたいと思っています。 事務局におかれましては様々な事情や保護者の声を拾わねばならずご苦勞されているものと拝察いたしますが、どうか現地の実情に即したご判断を行なっていただけますよう、お願い申し上げます。	E メール
1	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会で個人情報等を除いた全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
2	沢渡が三ツ沢小学校に振り分けられていますが、実際に地域で生活している市民からすると極めて非現実的な話です。例えば沢渡のなかで民家の多い地域から三ツ沢小学校までの約1kmの道のりの間に、高低差で+27mの上り、その後-33mの下りが含まれています。これは大人でも苦しいルートで、6歳の小学一年生が荷物を持って毎日往復するなど不可能ですし、これを迂回しようとするとは一度反町まで行ってから三ツ沢下町まで行くことになり、非常に時間がかかります（高低差や所要時間の問題なので、登校班をつける、付き添いをつけるなどでは対応不能です）。そもそも、この高低差を避けるように現在の学区が設定されていることは地図を見れば明らかで、これを無視するのは事務局が説明した「道路・鉄道・河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい」という基準に反しています。せめて、学区変更ではなく無期限の特別調整通学区域に止めることを提案いたします。 事務局は教室不足によって児童の健康・健全な生活を確保しようとしていますが、無理な通学路の設定によって児童の健康・健全な生活が阻害されてしまうのでは本末転倒です。教室不足解消のために学区を変更する、と短絡的に決定することは簡単ですが、せっかく検討部会を設けているのですから、そもそも何のために教室不足を解消したいのか・それは学区変更によっても悪化してしまうのではないかと、もう一段深い議論が行われることを期待します。 過去の議事録を拝見しましたが、まず寄留の児童について制限すべき、公共施設の利用で対応すべき、全エリアを特別調整通学区域とすべき、などの意見が委員から再三あったにも関わらず、事務局はその意向を汲むことなく、学区変更のみを一方的に推し進めており、事務局に不信感を感じます。初めから学区変更ありきであり、事務局・検討部会が「地域の意見を汲み検討を尽くしました」という名目を取るためだけのパフォーマンスだと感じます。	Eメール
2	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
3	この場をお借りして、何点か意見を申し上げます。 (1) 第2回検討部会の資料公表時期が遅いと思います。会が開催されて2ヶ月間、ほぼ毎日こちらのホームページをチェックして、まだかまだか、と不安な日々を送っていました。検討会での配布資料はすぐに公表できると思います。会議議事録も、委員のチェックを経たとしても1ヶ月程度あれば十分かと思います。検討部会ニュースの発行日に合わせる必要は全くないと思います。こういった議論がされて、こういった検討状況になっているのか、市民に少しでも早く伝えていく方が優先だと思っておりますので、今後の検討の進め方として、ご配慮ください。 (2) 検討部会の出席者の選定第2回検討部会の参考人として、影響のある地域のうち、一部の地域から町内代表者の方を呼んでいただいているかと思います。他の地域（松ヶ丘、台町、栗田谷など）にはお声掛けいただけたのでしょうか？こういった方々に出席いただけることは、住民として大変心強いため、引き続きお願いするとともに、出席者の徹底をお願いしたく思います。 (3) 問題が生じている背景そもそも論になってしまいましたが、80戸程度のマンションが急に建設されて、学校教室が不足して、という問題の起きた原因。横浜市と神奈川区が、まちの将来に対してきちんと計画していかなかったことに尽きると思います。こういった問題は、都心の臨海部におけるタワーマンション開発で散々起きてきました。そういった経験により、敏感な行政であれば、大きな未利用地ができるとわかった段階から、行政でその後の使われ方について考え、開発をコントロールしたり、インフラ整備を拡充するなどの、調整に入ります。こちらの課題感、貴課がご担当ではないかと思いますが、そういった行政のまちの将来に対して関心が低かったゆえに、今ここにきて、地元住民に負荷を生じさせている点、ご理解の上、検討に取り組んでいただければ幸いです。今後、同じような事態が別の地域で起こってはいけないと思います。 (4) 柔軟な対応検討部会において発言もございました通り、問題はすでに起きてしまっているので、何かしら対応せざるを得ないことは理解しております。一方で、(3)の視点なども踏まえ、(学区変更などの施行後)複数年での経過措置の設定や、どの特別調整区域においても青木小学校を選択肢として入れるなどの柔軟な対応をお願いします。 引き続き、住民の意見・視点を取り入れながら、ご検討の方進めてくださいますと幸いです。よろしくお願いします。	Eメール

3	【回答】 (1) 第2回検討部会の資料公表時期について 資料の公表時期につきまして、御不安・御心配をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。 今回、頂戴した御意見を参考に、検討部会事務局にて対応を検討させていただきます。 (2) 検討部会の出席者の選定について 検討部会事務局から提示した通学区域変更案によって対象となる地域は、反町・沢渡・鶴屋町、松ヶ丘・台町・栗田谷となっています。 反町・沢渡・鶴屋町につきましては、第2回検討部会から、各地域の代表の方に参考人として御出席いただいています。 また、松ヶ丘・台町・栗田谷の地域の代表の方におかれましては、部会委員という立場で、すでに第1回検討部会から御出席いただいているところです。 説明が不足しており、申し訳ございませんでした。 (3) 問題が生じている背景、(4) 柔軟な対応 について 貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 次回の検討部会で報告し、今後の検討の参考とさせていただきます。
---	--

	意見内容	問合せ方法
4	(1 通目) 現在青木小学校に通う栗田谷北地区の保護者です。 私は青木小に通わせたかったので、学区である今の家を購入しました。そのために幼稚園も青木小の隣にある神奈川幼稚園を選びました。 栗田谷北が青木の学区から外されるかもしれないという案に驚いております。 現在通っている子どもは対象外になるかと思いますが、下に神奈川幼稚園に通わせている兄弟がおります。 その子はこの案が通ってしまったら、青木小学校に通えなくなります。 兄弟が違う小学校になってしまいますし、齋藤分小への道は歩道がなくかなり危険で通わせたくありません。 他にも信号を渡れば他の小学校に通いやすい地域もある中で、ただ遠いから。の理由だけで栗田谷北が外される意味がわかりません。 第二回の検討部会に栗田谷の自治会が呼ばれていない理由もわかりません。 賛成の人たちだけで行われた話し合いに何の意味があるのでしょうか。 実際に栗田谷北に住む関係のある児童を持つ親達にアンケートや意見を言える場が設けられていないのもよくわかりません。 すでに兄弟が青木小に通っている場合は下の子も青木小に通える。などの条件があればまだいいですが、一方的に学区から外されるとここに家を買った意味も、隣の幼稚園に通わせた意味も無くなります。 該当する保護者達の意見もしっかりと調査してから進めていただきたいです。 (2 通目) 該当地域にピンクの用紙でアンケートのようなものをポスティングしたということを聞いたのですが、うちはもちろん知り合いの栗田谷北のお宅にもポスティングなんてされていないのですがどういう事でしょうか。不平等、不当な扱いをされて残念です。当事者のいない話し合いは無意味です。ポスティングがきちんとされてない、当事者である栗田谷北地区がいない話し合いなんてどういう事ですか？	Eメール
4	【回答】 ■通学区域変更案への御意見について（きょうだい児、通学安全の懸念について）貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 次回の検討部会で報告し、今後の検討の参考とさせていただきます。	

	■検討部会の出席者について 検討部会事務局から提示した通学区域変更案によって対象となる地域は、反町・沢渡・鶴屋町、松ヶ丘・台町・栗田谷となっています。 反町・沢渡・鶴屋町につきましては、第2回検討部会から、各地域の代表の方に参考人として御出席いただいています。 また、お住まいの栗田谷の地域の代表の方におかれましては、部会委員という立場で、すでに第1回検討部会から御出席いただいているところです。 説明が不足しており、申し訳ございませんでした。 ■ピンクの用紙のアンケートについて 御質問いただいた、ピンクの用紙のアンケートにつきましては、直近で検討部会事務局より発行及びポスティングをした事実はございません。 検討部会事務局から地域の皆さまへのお知らせは、検討部会ニュースの発行及び配付、並びに関係資料を市ホームページにて公開しています。 直近で検討部会事務局からの発行物は、5月26日（月）～6月9日（月）の期間で配付中の、第2回検討部会ニュース（水色）となっており、青木小学校の通学区域内全域を対象に全戸配付を行っています。 また、青木小学校の保護者様には、別途、5月26日（月）にすぐーるにて部会ニュースを配信させていただいています。 なお、第1回検討部会ニュースは、ピンク色での発行となっており、2月18日（火）～3月2日（日）の間で、今回と同様に対象地域への全戸配付及びすぐーる配信をさせていただきました。
--	--

	意見内容	問合せ方法
5	現在青木小学校区の年中の子どもを持つ保護者です。学区変更の可能性がある地域に住んでいます。いま、子どもの通う保育園の保護者間では、今回の検討内容に不安の声が出てます。 卒園後も一緒だと思っていたお友達と離れる可能性があること、小学校入学を見据えて放課後保育の受け入れ先を考え始めているにも関わらず通学先が変更する可能性があること、など。。どこで耳に入ってしまったのか、子どもたちの間でも、「〇〇（本人）は違う小学校なんだって」「〇〇ちゃんと〇〇ちゃん是一緒」など、日常の話題になってしまってきているようで、保護者としても返答に混乱しています。 学区の見直しが行われるのであれば、影響の大きい未就学児の保護者に、早々から情報を提供してください。情報がある分、不安や憶測は飛び交うかもしれませんが、何も知らないまま、「来年からは（現校区と異なる）〇〇小学校です」と言われても、受け入れられません。 既にご意見のあった通り、少なくとも、入園先を決める5～6年前から、こういった話は知っておきたかったです。影響地域の未就学児をもつ家庭に、柔軟な対応（進学先を選べるなど）をください。よろしくお願いします。	Eメール

5	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。
---	---

	意見内容	問合せ方法
6	私は在校中の子どもがいるため、本件について僭越ながら以下のとおりいち保護者としての意見をお伝えいたしますので、今後の検討の材料としていただければ幸いです。 通学区域の見直しについて、現在通っている子どもは見直しの対象外となる前提で検討いただいていると思います。そうすると、在校生の弟や妹がいる家庭において、居住地域によっては兄弟でそれぞれ別の学校に通うパターンもあり得ると思います。兄弟が別々の登校班となったり、学校のイベントも別日での開催となるなど、子どもの学校生活をサポートする上で家庭にとっても大きな負担が生じます。在校中の兄弟がいる場合、見直し後も通学する学校を選択できるなど、在校生の家庭にはきめ細かく柔軟な対応をいただきたく存じます。以上、長文となり恐縮です。今後も検討を重ねながら、学校行政と利用する住民にとって、最適な形で対応できることを切に願っております。	Eメール
6	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会で個人情報等を除いた全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
7	神奈川区に住んでいる者です。我が家は、現在の青木小学校の学区にあり、我が子たちは、令和9年度・令和13年度に入学予定です。 ポストに投函されていた「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース第2号を拝読し、意見質問がありメールを送らせていただきます。また、子どもからの意見を…との記述があったので、4歳の子どもの言葉もお伝えしたいです。 まず、親の意見として、児童数増加の現在、通学区域の見直しは致し方ないと考えています。施設面による対応に関して、工期が間に合わないこと・工事期間中の学校運営に支障が出ることから困難であることは理解できます。 しかし、通学区域の見直しが、令和8年度から仮定されている現状に驚いています。令和9年度に子どもが1年生になる家庭では、既に親も子どもも「青木小学校に進学する」とイメージして生活を送っているため、戸惑いが大きいです。【通学区域が変更となる家庭に対して、当面の猶予措置が検討されること】を強く望みます。また、対象者について、施行日以降に入学となる新小学1年生と記載があります。この点に対して、【兄弟が同じ学校に進学できること】は配慮させるのか質問があります。兄弟が別々の学校に通学することは、家庭として課題が多く対応で	Eメール

	きません。例えば、長子が青木小学校に進学している場合、施行日以降の新1年生も進学できるような措置は図られるのでしょうか。 また、今回のニュース紙面を見せながら4歳の子どもに、「青木小学校の子どもが多くて教室が足りない。近くの他の学校に行ってくださいと言われるかもしれない。」という話をしました。通学区域の見直し案地図も見せながら説明しました。その際の、子どもの言葉です。 「青木小に行くと思ってるのに」 「保育園に来てくれるお兄さんお姉さんは、青木小だよ」 (青木小の4年生が保育園に紙芝居を披露しに来てくれた経験があります) 「〇〇小(特別区域の受け入れ校)まで、どの道から行くかわかんない。」 「もし自分が〇〇小だったら、お母さんお迎え大変だね。」 (下の子どもの保育園と特別区域の受け入れ校が離れていることを理解して発言しています) 「青木小には〇〇くんのお兄ちゃんや△△ちゃんのお姉ちゃんもいるから、行きたいんだよ。」(保育園の友達の兄姉のことを言っています) 「□□ちゃんは、何小学校に行くことになるの？」 (保育園の友達のことを言っています) 現在年中児の子どもですら、現状に疑問がたくさんあります。親として、子どもが不安を持たず1年生になることを楽しみに感じてほしいと思っています。 第3回検討部会に向けて、地域の当事者の意見として汲み取っていただければ幸いです。現在該当区域に居住する全ての子どもたちが安心して入学を迎えられるよう、最大限の配慮をご検討ください。	
7	【回答】 いただいた御意見(【通学区域が変更となる家庭に対して、当面の猶予措置が検討されること】、【きょうだい児が同じ学校に進学できること】等)につきましては、お子さまからの御意見とあわせまして、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
8	青木小学校学区変更に検討されている記事を先日読みました。現在登校されている児童が転校になることはないようお願いしたいです。せっかく慣れた学校通学路が変わるのは子供や親の負担がとても大きいです。また私は青木小学校の学区内だということで住宅を購入しました。下には兄弟もいます。 記事にも書いてありましたが、住宅は変えたくても簡単に変えられる	Eメール

	わけではないですし、不動産屋さんからも青木小学校の学区ないということも勧められて購入したので、学区外になってしまうと話が違う、子供の将来設計が大きく変わることにもなります。とても不安です。 兄弟で違う学校になるのも大変です。今年是一年生各クラス 35 名程度入学予定と聞いていましたが、30 名でしたので、受験された方が多かったのかなと思います。どうか学区の変更は任意にいただきこのまま学区の範囲は変更されないことを願っています。	
8	【回答】 ■現在、青木小学校に登校している児童が転校にならないようにしてほしい 第2回検討部会ニュース（P. 7下部）にも記載しておりますが、現在、青木小学校に通学している児童（在校生）は、通学区域の見直しの対象外となります。 そのため、青木小学校に在籍している間に、通学区域の見直しが実施された場合は、引き続き青木小学校に通学することとなります。 ご心配をおかけしまして、申し訳ございません。 ■通学区域変更案への御意見について（きょうだい児の就学先等） 貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。 次回の検討部会で報告し、今後の検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
9	栗田谷南で生まれ育ち、青木小に通い、我が子も青木小を卒業させた者です。旧栗田谷交番辺りを白楽方面へ向かうと、「斉藤分小を無くさないで！」という、生徒さんの張り紙を見かけておりました。友人のお子様も斉藤分小で、1 クラスだったと話していた事もあり、案じていました。よって、登校区域改変が最も適正だと考えます。私自身の青木小学生時代は、増築か建て替え工事期だった記憶があります。 確か小2 から小5 プレハブ校舎で過ごしました。運動会などがどうだったか？記憶に残ってないです。新しい校舎にプールができたことなど、非常に嬉しかったのですが、低学年期のプレハブ時代がなかなか強烈で（教室が寒く、ストーブなど臭いました…）愉快的な記憶ではありません。 今後の少子化を思えば、登校区域改変一択かと思います。無駄な税金を使うよりは、設備や教員の増員などに力を入れて頂きたく存じます。	Eメール
9	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
10	市内在住の市民として、青木小学校の教室増設に関する件で意見を送りいたします。このたび、青木小学校の教室を増設するために4億円を超える金額がかかるとの旨を拝読致しました。 それについて、以下のような点から慎重な判断と、より広い視点からのご検討をお願いしたく、ご連絡いたしました。 1. 市全体の利益と公平性を守る視点を 横浜市の学校は、市民全体の税金によって運営されています。 したがって、限られた一地域からの要望があった場合でも、「公の利益」や「市民全体の公平さ」が最優先であるべきと考えます。地域の「助け合い」には限度があり、他の施策とのバランスを踏まえた判断が求められると思います。 2. 学区の調整こそが持続可能な方法では？ 小学校という施設は「永続するもの」であり、その都度増築などで対応するのではなく、各校を中心とした同心円の通学エリア（内円）と、特別調整区域（外円）というようなルールを設定し、人口増減に応じて柔軟に縮小・拡大できるような枠組みの導入こそが、今後の公平性になった制度設計だと感じます。この課題は、今の在校生・保護者だけのものではなく、将来の市民に対しても影響を及ぼします。 建設に数億円かかるのであれば、まずは「それをいかに減らす工夫ができるか」を事前に検討する責任があると思います。 3. 公立校である以上、学区変更への柔軟な理解も必要では？ 公立小学校は、市民が等しく恩恵を受けるべき教育インフラです。 その意味で、学区調整に対して「子どもがかわいそう」「引越しできない」という反対意見ばかりが先行するのは、他の納税者の理解や協力の上に成り立っているという視点が欠けているように感じます。 もしも特定の学区に強くこだわるのであれば、私立への進学や転居という選択も、各ご家庭に委ねられるべき問題ではないでしょうか。 4. 情緒面の成長という視点も重視してほしい 個人的な見解ではありますが、小学校時代は学力以上に情緒面の成長が非常に大切な時期だと思います。教室という「箱」だけを増やしても、運動場や共用スペースの物理的な余裕がなければ、子どもにとってのストレスや窮屈さに直結します。また、たとえば近隣の三ツ沢小学校に通うことになったとしても、より広い地域で友人ができることは、子どもにとって新しい可能性でもあります。教員については市の職員として同	Eメール

	条件で配置・研修を受けているはずで、教育の質にも大きな差は出にくいと考えます。 限られた予算をどのように使うかは、単なる利便性や希望に応じるというだけではなく、「未来の世代のためによりよい仕組みをつくる」という視点からご判断いただきたく思います。子どもたちの環境が真に豊かになるために、今こそ丁寧な制度設計と予算配分の見直しをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。	
10	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

	意見内容	問合せ方法
11	第2号の検討部会ニュースの資料を拝読いたしました。自身が把握するよりはるかに多くの問題点がみえ、非常に参考になりました。 さて、資料の【通学区域の見直し案】について在住地域を確認したところ、選択肢に青木小学校が挙がっておらず大変困惑しております。我が家からは青木小が最も近く、登校班などの安全面でも、正直なところ青木小以外は受け入れがたく思っております(他校の場合、登校班はない上、近隣の上級生は全員青木小在校のため)。 学区の再編成が避けられない状況だとしても、数年、少なくとも6年間は青木小が選択肢として認定されることを祈るばかりです。 8月までには翌年度の方針が決定すると聞いていますが、既に2026年度の学童や習い事の見学、入会は始まっております。遅すぎないでしょうか。お友だちもほぼ全員が青木小進学の中、今更、我が子の学校だけ変更と言われても拒否の一択です。 これまで、学区外から越境して通う在校生の事例を何件か聞きました。別の方からは他校を希望したのに「家から近いという理由では不可」と言われて遠い青木小に通う話も聞きました。 パンク状態ということは前々から把握されていたにも関わらず、なぜ上記については柔軟に対応がされてこなかったのか疑問です。突然、杓子定規に決定事項を通知するのではなく、子どもたちのためにも少しずつ・臨機応変な変革をされることを強く望みます。 また、他の方の意見にもありましたが、該当者への情報が少なすぎます。資料のポスティングはありがたいですが、地域全戸に配るのは多方面で無駄に感じますし、チラシに紛れて重要と思わず目を通していない保護者も多いです。近隣の園や不動産などに簡易のお知らせなどを配布してはいかがでしょうか。	Eメール
11	【回答】 いただいた御意見につきましては、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。	

検討部会事務局としての考え

◇通学区域変更に関すること

（１）今回、提示された通学区域変更案で対象となっている地域が、対象・検討されているのはなぜか

通学区域変更を検討する際には、周辺学校と通学区域が隣接している地域を中心に検討を行うことから、対象地域としてお示ししております。

（２）指定地区外就学制度で就学している児童の制限を検討するべきではないか

指定地区外就学（『越境』、『寄留』など）の児童の制限につきましては、「指定地区外就学制度」に則り、どのような対応が取れるのか、検討してまいります。

（３）青木小学校の通学区域全域を対象に、特別調整通学区域を無期限に設定し、教室不足への対応とすることはできないのか

青木小学校の通学区域全域を対象に特別調整通学区域を無期限に設定した場合、通学区域内の全児童が青木小を選択する可能性があります。その場合、教室不足の状況が改善されない見込みとなりますので、教室不足の対策とすることは、困難と考えています。

（４）通学区域変更を行うとしても、すぐに行うのではなく、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい

「経過措置」の検討につきましては、ある程度の期間、引き続き、青木小学校に通うことができるような経過措置を設けられないか、事務局にて条件等の整理・検討を行いましたので、第３回検討部会にて御説明いたします。

（５）在校生のきょうだい児がいる場合、通学区域変更後も下の子が青木小学校を選択できるなど、柔軟な対応を検討してほしい

きょうだい児の経過措置や対応につきましては、今後、学校等と調整のうえ、検討してまいります。

◇通学路に関すること

(1) 沢渡の地域から三ツ沢小学校までの通学路の高低差や通学距離について

横浜市では、市域の大半が市街地であることや、道路交通事情等の状況を踏まえ、徒歩による通学を前提に通学区域を設定しています。また、児童生徒の体力・通学安全などを総合的に勘案し、小学校が片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内を望ましい通学距離としています。

沢渡から三ツ沢小学校までの通学距離が、三ツ沢小学校まで最も遠い地域からの通学距離が片道おおむね1.5km程度となっている状況や、他の小学校においても同様な高低差の中で通学区域が設定されていることを踏まえて、通学区域の見直し案を第2回検討部会にて御提示させていただきました。

(2) 通学区域変更後の通学路の安全対策等について

学校関係者やスクールゾーン対策協議会の皆様とも調整のうえ、児童への負担・安全等を考慮して、通学区域変更後の通学路を選定していきたいと考えています。

◇検討部会事務局の運営等に関すること・その他

(1) 資料の公表時期が遅い、部会ニュースの発行と合わせる必要はない

第3回検討部会開催後、可能な限り速やかに市ホームページにて当日資料を公表いたします。

(2) 未就学児のいる家庭の保護者に、いち早く情報提供してほしい

情報提供につきましては、検討部会ニュースを発行し、青木小学校の通学区域内へ全戸配付、市ホームページ上での公表等により、地域の方々をはじめ、市民の皆さまへ情報提供を行っています。今後も情報提供については適宜、行ってまいります。
※在校生の保護者様には、「すぐーる」を利用してお知らせ・情報提供をしております。

(3) 横浜市がこれまでまちの将来に対して計画をしてこなかったことが原因 今後、同じような事態が別の地域で起こってはいけない

いただいた御意見は、担当部局へ共有いたします。

教育委員会事務局としても、今後は関係部局との連携や共有をより一層、密に行い、不足教室となる見込みが発生しないよう、努めてまいります。

**(4) 教育委員会としては、開発・建築情報をいつ・どのように把握しているのか
不足教室とならないよう、もっと早く状況や計画を把握する必要があると思う**

教育委員会事務局では、主に以下の方法で開発・建築情報を収集・把握に努めています。

【教育委員会事務局内での情報収集・把握方法】

① 集合住宅等建築計画届出書：都度、提出

⇒集合住宅 50 戸以上または戸建住宅 30 戸以上を計画中の事業者へ提出を依頼し、情報の収集・把握に努めています。

② 業界紙：通年

⇒市内における建設・土地に関する情報の収集・把握に努めています。

③ 事業者照会：年 1 回実施

⇒建築中、建築予定及び過去に建設の実績のある建設会社・不動産会社約 350 社を対象に、最新の建築状況（計画含む）を照会の上、情報の収集・把握に努めています。

④ 現地調査：都度、実施

⇒上記届出や照会等で把握した物件以外のマンション等の建築が行われている可能性があることから、教室数がひっ迫している小中学校を中心に、通学区域内の現地調査を通じて、情報の収集・把握に努めています。

【他部局から教育委員会事務局への共有を通じた、情報収集・把握方法】

※⑤～⑧について、担当部局と随時、共有しています。

⑤ 横浜市土地利用総合調整会議（建築局所管）

⑥ 開発事業の調整等に関する条例における標識設置届（建築局所管）

⑦ 中高層建築物条例における標識設置届状況表（建築局所管）

⑧ 公拡法における情報提供（財政局所管）

【次第－４】 学校規模適正化等の検討について

1. 前回の検討内容の確認

青木小学校の現状

第2回検討部会（3/26）時点 今後の児童数・学級数シミュレーション（一般学級）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	743	785	793	811	837	852	887
学級数	24	24	24	<u>25</u>	<u>26</u>	<u>27</u>	<u>28</u>

※表中の児童数・学級数は、一般学級の児童数・学級数となります。

※R6は令和6年5月1日時点の実数

※R7以降は、全学年35人学級

※R7以降の推計値は、令和6年度義務教育人口推計作成以降に判明した新たな開発情報も見込んでいるため公表値と異なります。

一般教室で使用可能な教室数は、最大24教室（令和7年度時点）



令和9年度には25教室が見込まれ、教室不足となる見込みです。

1. 前回の検討内容の確認

教室不足への対応策

①施設面による対応（内部改修・増築等）

設計業者へ業務委託等を行い、検討の結果、学校運営上及び工事期間等の理由から、施設面での対応は困難であることをお示ししました。

◇内部改修

施設内に改修可能な諸室がない

現在、自由な用途で使用できる教室がほとんどないため、これ以上の内部改修は今後の学校運営に支障をきたす恐れがあるため、望ましくない

◇増築棟(プレハブ校舎を含む)の建築

予想される工事期間から、教室不足が予測される令和9年までに対策が間に合わない
工事中、グラウンドの大部分が使用不可となり、建築後もグラウンド面積が狭小となる

1. 前回の検討内容の確認

教室不足への対応策

② 通学区域の見直し（通学区域変更）による対応

前回の第2回検討部会にて、教育委員会事務局より、

「通学区域の見直し案」をお示ししました。

2. 通学区域変更の流れについて

通学区域の変更手続きの期日

次年度の新1年生を対象に通学区域変更を行う場合、小学校は8月までに、中学校では11月までに、規則改正※の手続きを完了する必要があります。

通学区域変更の対象となる方の例（小学校の場合）

（1）令和7年8月までに規則改正の手続きが完了した場合

- ・規則改正手続完了日（施行日）以降に対象地域に転入する小学生
- ・令和8年度以降に入学する新1年生

※事務手続き上、令和8年度からの通学区域変更の実施は想定していません

（2）令和7年9月から令和8年8月までに規則改正の手続きが完了した場合

- ・規則改正手続完了日（施行日）以降に対象地域に転入する小学生
- ・令和9年度以降に入学する新1年生

2. 通学区域変更の流れについて

在校生については、**通学区域変更の対象外**です。

青木小学校在学中に、通学区域変更が生じた場合も、
引き続き、青木小学校に通学することとなります。

3. 通学区域の見直し案①について

第2回検討部会でお示した通学区域の見直し案では、

- ・ 青木小学校の教室不足が解消する
- ・ 通学区域変更によって、周辺小学校において、
「教室不足」は発生しない見込み

上記、2点を確認しています。

3. 通学区域の見直し案①について

通学区域の見直し（案）

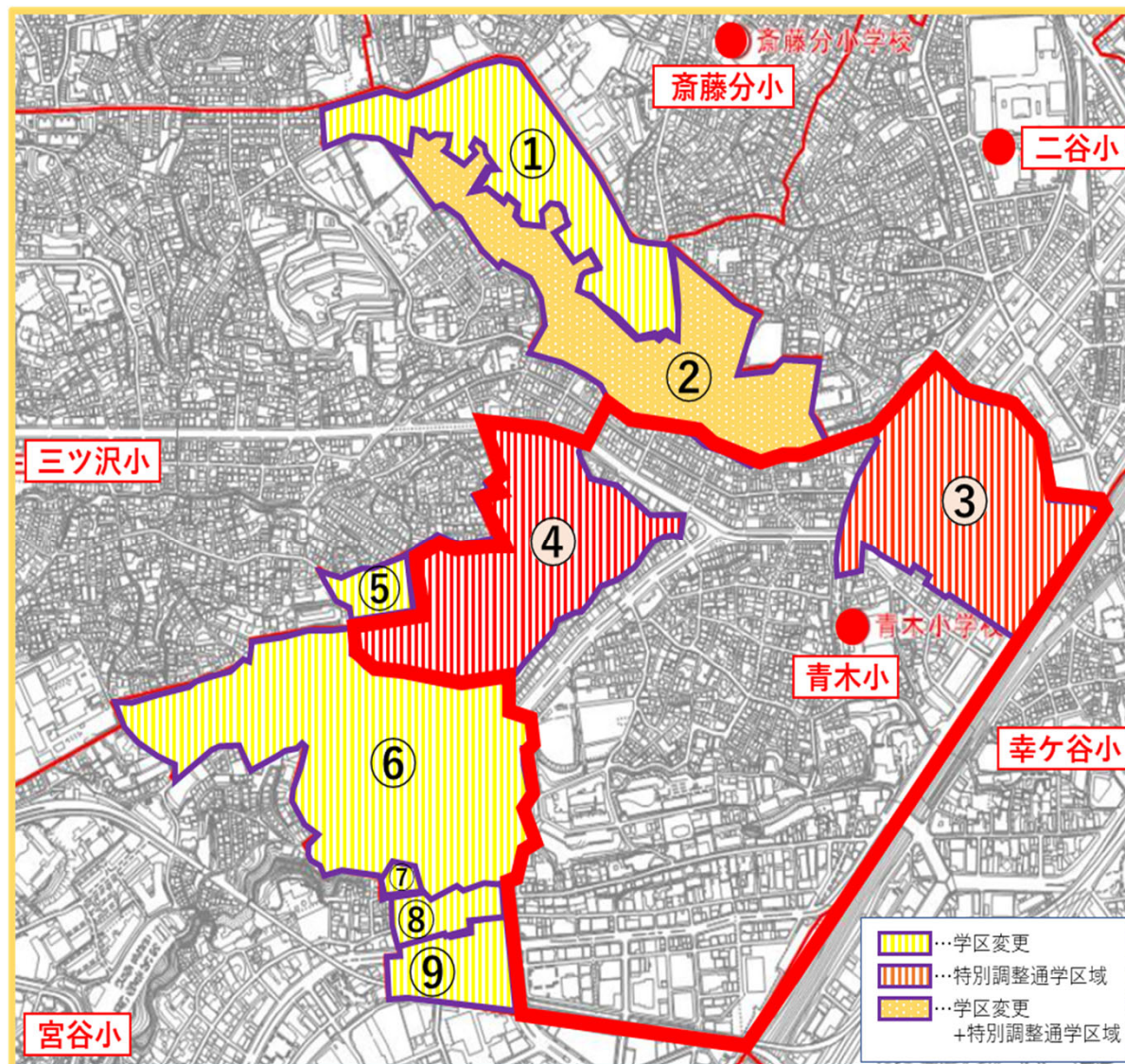
※第2回検討部会資料中の見直し案の再掲※

	対象地域	変更案 (通学する学校)	
①	栗田谷北	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	二谷小
③	反町	青木小	二谷小
④	松ヶ丘	青木小	三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘駅跡地)	三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小	
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小	
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小	

※2校記載は、「特別調整通学区域」の設定を想定

特別調整通学区域が設定された地域

設定区域内のお子さんが就学・入学される際に、
指定校と受入校のいずれかを選択することができます。
選択にあたり、特に必要な要件はありません。



4. 経過措置の検討について

部会委員や地域の皆さまより、

『通学区域変更を行うとしても、すぐに行うのではなく、

猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい』

といった御意見を複数、いただいていることを踏まえて、

改めて事務局にて、「経過措置が設けられないか」、

条件等の整理・検討を行いましたので、ご説明いたします。

4. 経過措置の検討について

経過措置の考え方

経過措置とは、通学区域変更の対象となる地域へ「**特別調整通学区域**」を時限的（R○年度～R△年度）に設定するものです。

経過措置期間中の年度内に、「**転入する小学生**」及び「**新たに就学する小学1年生**」は、指定校・受入校いずれかの学校を選択可能です。

※経過措置終了後は、特別調整通学区域が解除され、指定校に通います

経過措置期間中・終了後の就学先のイメージ

地域	現在	経過措置期間中の 転入生・新1年生		経過措置終了後の 転入生・新1年生
	(指定校)	(指定校)	(受入校)	(指定校)
△△町	青木小	○○小	<u>青木小</u>	○○小
■■町	青木小	★★小	<u>青木小</u>	★★小

※経過措置の対象地区に居住している児童は、経過措置期間終了後に、就学先が通学中の小学校から変更（転校）となることはありません。

4. 経過措置の検討について

(例①) **6年間**の経過措置を講じた場合の転入生・未就学児の対象一覧

令和9年度から通学区域変更（令和8年8月までに規則改正手続きが完了した場合）

令和9年度～新たな通学区域・経過措置スタート		
令和8年度内の	5歳児（令和9年度入学）	経過措置対象
	4歳児（令和10年度入学）	経過措置対象
	3歳児（令和11年度入学）	経過措置対象
	2歳児（令和12年度入学）	経過措置対象
	1歳児（令和13年度入学）	経過措置対象
	0歳児（令和14年度入学）	経過措置対象
	転入生（小学1～5年生）	経過措置対象

↳ 令和15年度以降に入学する新1年生は経過措置対象外となります。

※ 通学区域変更が行われる際、既に就学している小学生（**在校生**）は、経過措置の有無に関わらず、**通学区域変更の対象外**となり、現在、就学中の小学校に引き続き通学することができます。11

4. 経過措置の検討について

(例②) **3年間**の経過措置を講じた場合の転入生・未就学児の対象一覧

令和9年度から通学区域変更（令和8年8月までに規則改正手続きが完了した場合）

令和9年度～新たな通学区域・経過措置スタート		
令和8年度内の	5歳児（令和9年度入学）	経過措置対象
	4歳児（令和10年度入学）	経過措置対象
	3歳児（令和11年度入学）	経過措置対象
	2歳児（令和12年度入学）	経過措置対象外
	1歳児（令和13年度入学）	経過措置対象外
	0歳児（令和14年度入学）	経過措置対象外
	転入生（小学1～5年生）	経過措置対象

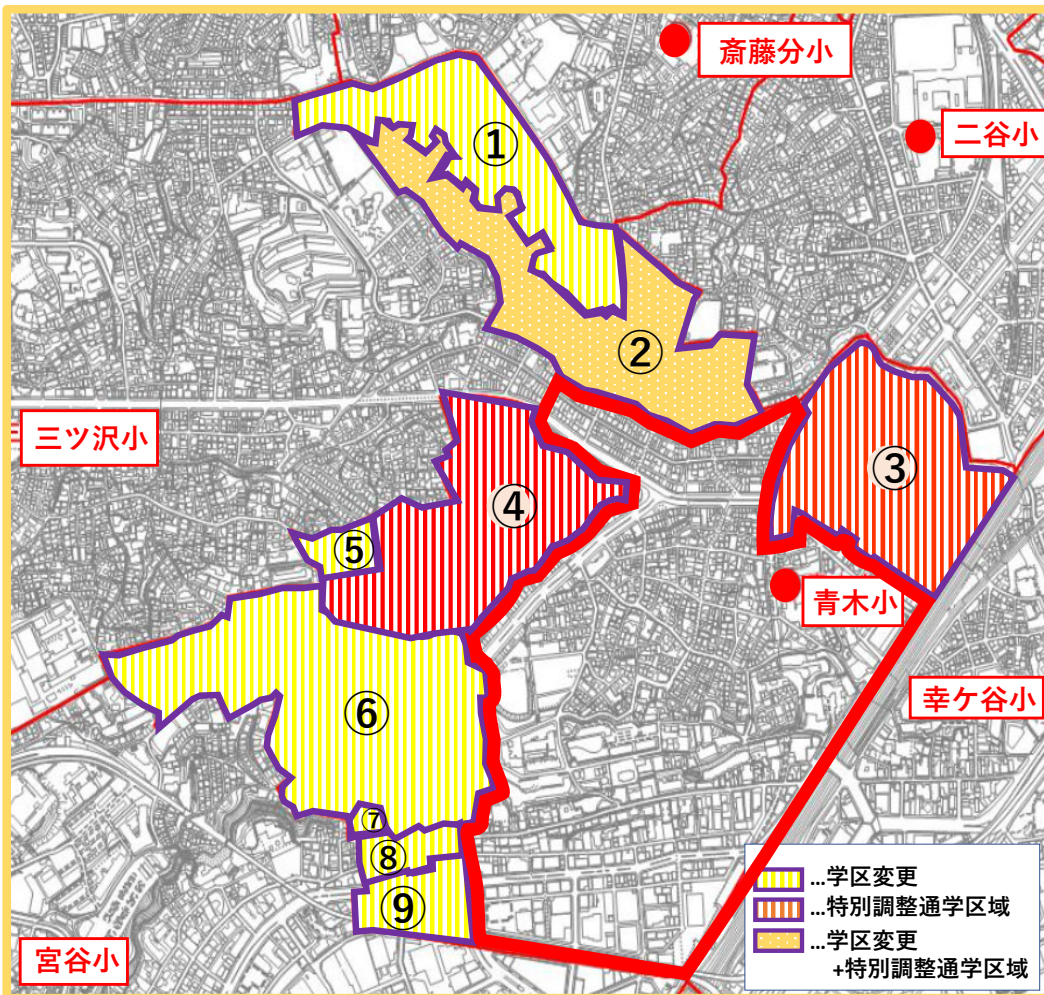
↳ 令和12年度以降に入学する新1年生は経過措置対象外となります。

※ 通学区域変更が行われる際、既に就学している小学生（**在校生**）は、経過措置の有無に関わらず、**通学区域変更の対象外**となり、現在、就学中の小学校に引き続き通学することができます。12

5. 通学区域の見直し案②（見直し案①に経過措置を講じる場合）

経過措置期間中は、**すべての対象地域から青木小学校に就学できるよう経過措置を講じます。**
 そのため、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校を選択・就学した場合に、**青木小学校が教室数不足とならない児童数**となる必要があります。

【通学区域の見直し案②】



【経過措置対象の地域・指定校】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
		(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	反町	二谷小	青木小	二谷小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑧	台町の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨	鶴屋町3丁目の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	

5. 通学区域の見直し案②（見直し案①に経過措置を講じる場合）

R 9年度からの通学区域変更を想定し、仮に**6年間・3年間の経過措置**を設けた場合、経過措置期間中は、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定した場合、いずれもR10に教室不足が見込まれるため、「見直し案②」にて、経過措置を設けることは困難です。

青木小

保有：24CR

6年間の経過措置									経過措置解除
	R 7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	765	774	779	799	823	853	851
学級数	24	24	24	25	26	27	27	26	26

3年間の経過措置						経過措置解除			
	R 7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	765	774	779	774	773	777	776
学級数	24	24	24	25	26	26	25	24	24

※ 青木小学校及び周辺関係校の推計については、新たな開発情報や物件情報を精査し、第2回検討部会時点（令和7年3月26日）から令和7年7月1日時点に更新しています。

※ R 7～R12は、R 6時点の未就学児（0歳～5歳児）を基に算出した推計値、
R13～R15は、横浜市将来人口推計を基に0歳児を算出した推計値であり、次頁以降のR13～15における推計値も同様に、横浜市将来人口推計を基に0歳児を算出して、児童数の見込を算出しています。

6. 経過措置を講じることが可能な「新たな通学区域の見直し案③」

経過措置を設けるためには、「案①」と比較し、経過措置期間中に青木小に在籍する児童数が増加することから、

通学区域の見直し対象とする区域を再検討する必要があります。

検討の際には、基本方針(※1)における「通学区域設定にあたっての考え方」(※2)に加えて、以下の2点が主な条件となります。

- ・ 青木小学校の教室不足が解消する
- ・ 通学区域変更により、周辺小学校において、教室不足が発生しない見込み

※1 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」

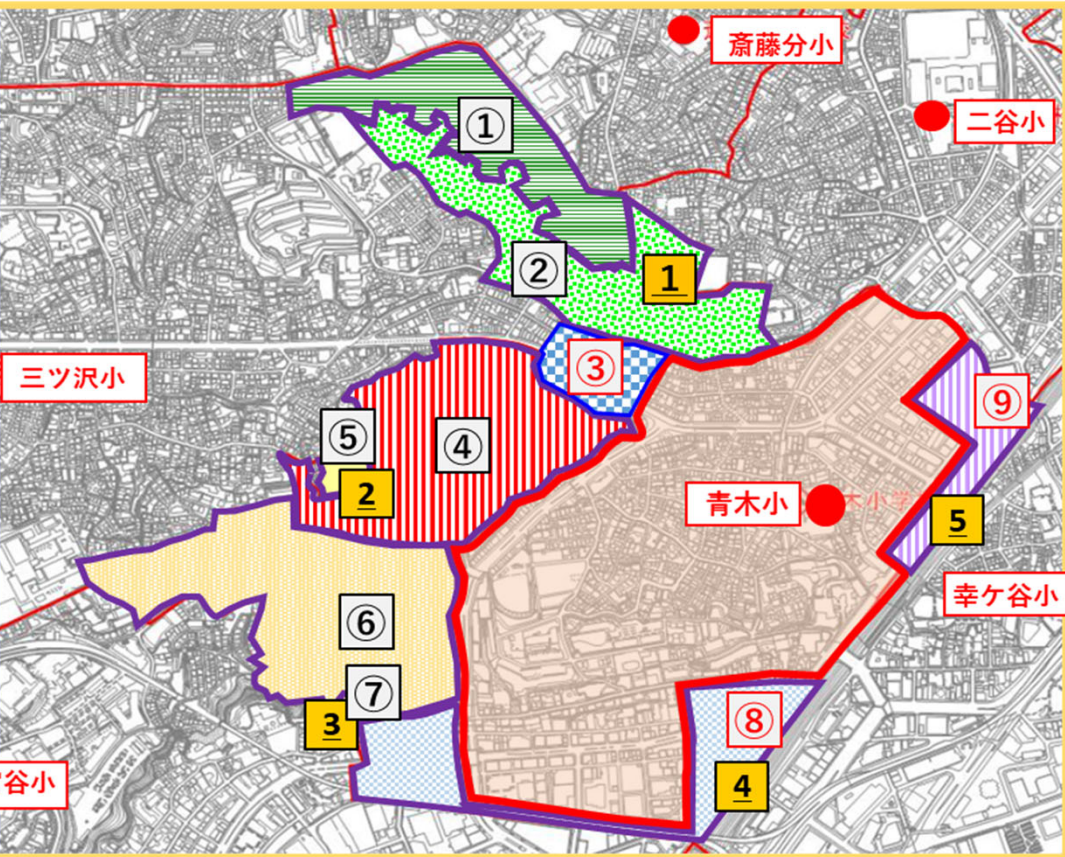
※2 「通学区域設定にあたっての考え方」 抜粋

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や、「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

6. 経過措置を講じることが可能な「新たな通学区域の見直し案③」

【通学区域変更となる対象地域図】



【令和9年度～通学区域変更の物件とその指定校】

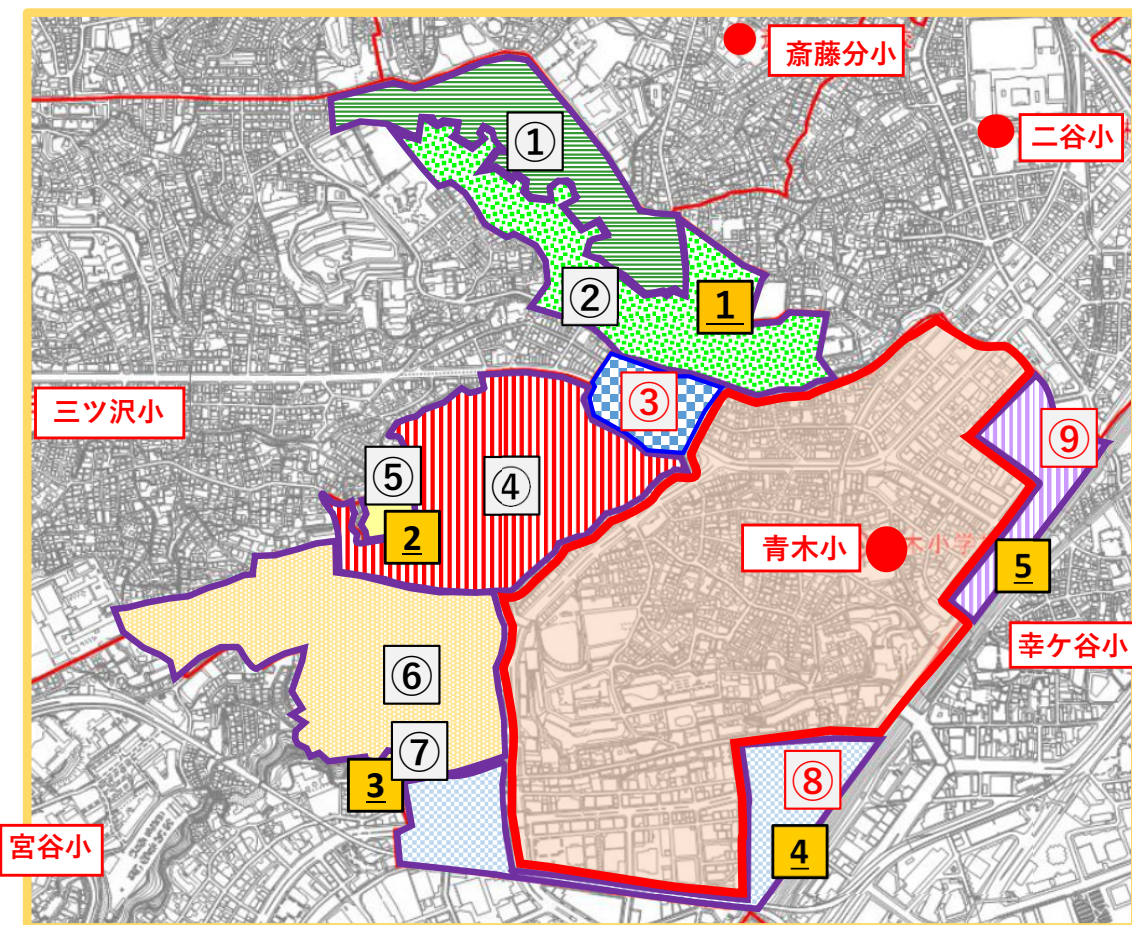
	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
①	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
②	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
③	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
④	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
⑤	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

【経過措置の対象/対象外の地域一覧とその指定校・受入校】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
	(対象地域)	(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③ ※新規	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘駅跡地)	三ツ沢小 ※経過措置の対象外です (②の物件と同一)		三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小 ※経過措置の対象外です (③の物件と同一)		宮谷小	
⑧ ※新規	鶴屋町(一部) 台町(一部)	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨ ※新規	桐畑(一部) 反町(一部)	二谷小	青木小	二谷小	

6. 経過措置を講じることが可能な「新たな通学区域の見直し案③」

【通学区域変更となる対象地域図】



【拡大・新規追加となる通学区域変更地域】

③ (新規) : 松本町三丁目

⑧ (拡大) : 鶴屋町一丁目

台町の一部 (1,6,8,9,11-1~11-19)

※案①でお示した

「鶴屋町三丁目の一部(六角橋第394号線以西)」及び
「台町の一部(六角橋第394号線以西)」については、
対象地域のままとしています。

⑨ (新規) : 桐畑 2, 3,

8 - 3 (サカタのタネ跡地のみ)

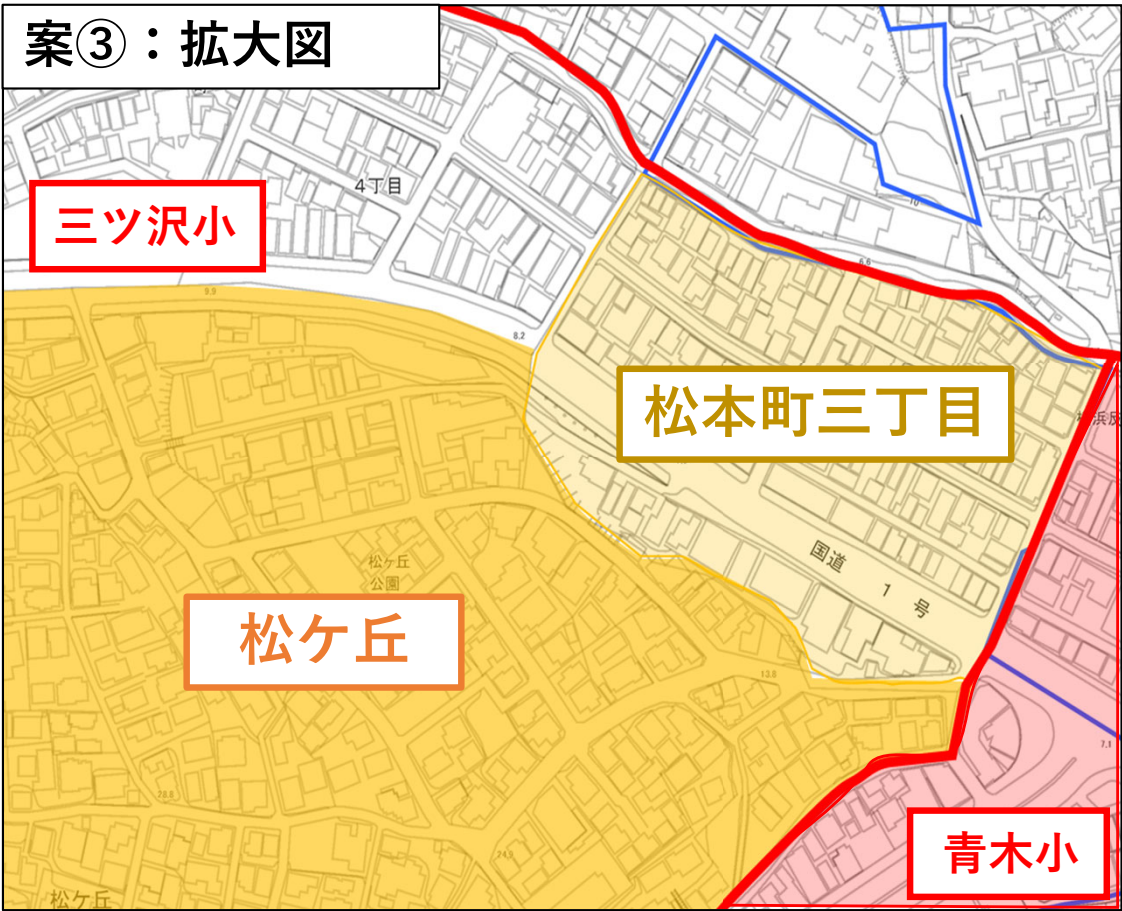
反町一丁目 1, 8

※案①でお示した

反町における通学区域変更 (特別調整通学区域)
は行わず、⑨ を新たに設定しています。

6. 経過措置を講じることが可能な「新たな通学区域の見直し案③」

③（新規）：松本町三丁目



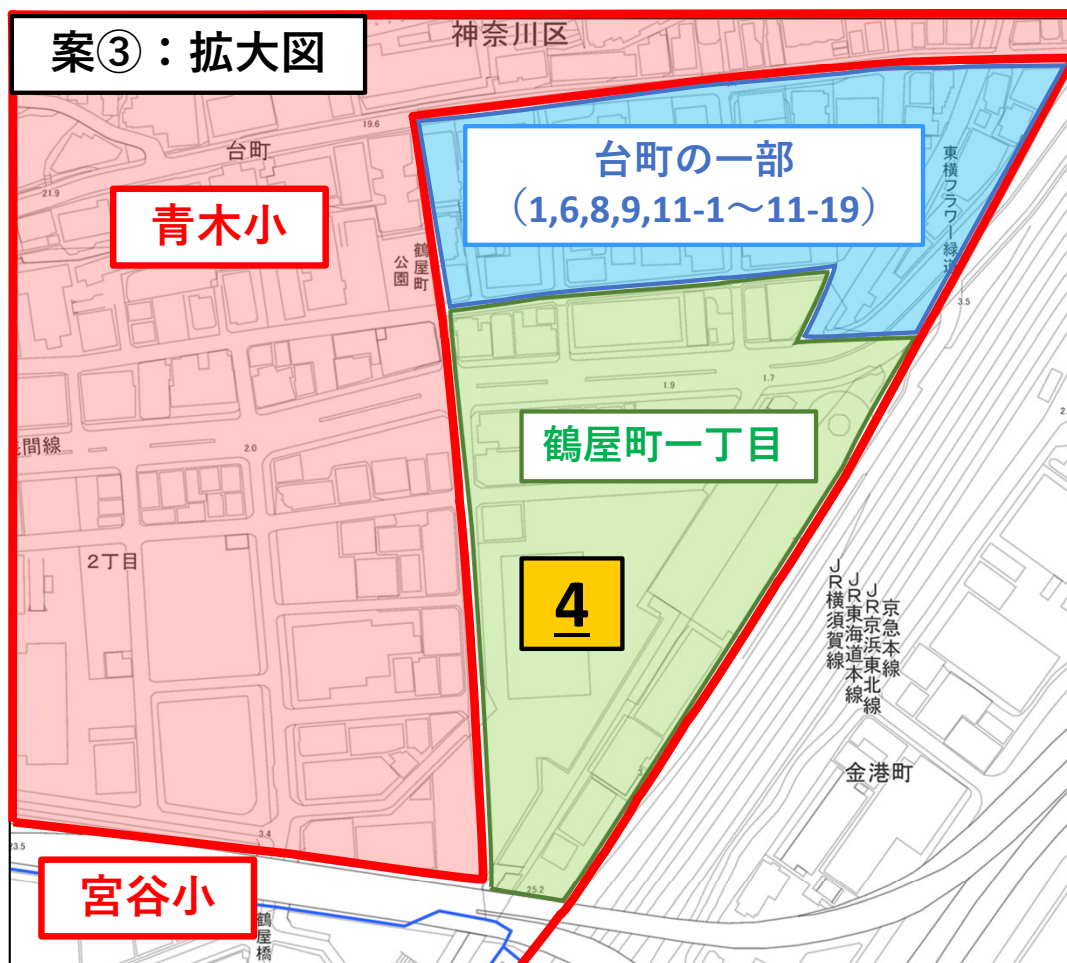
経過措置期間		経過措置期間終了後	
(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)
三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小

※経過措置期間終了後も引き続き、
指定校：三ツ沢小学校
受入校：青木小学校 となります。

6. 経過措置を講じることが可能な「新たな通学区域の見直し案③」

⑧（拡大）：鶴屋町1丁目

台町の一部（台町1, 6, 8, 9, 11-1～11-19）



経過措置期間		経過措置期間終了後	
(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)
宮谷小	青木小	宮谷小	

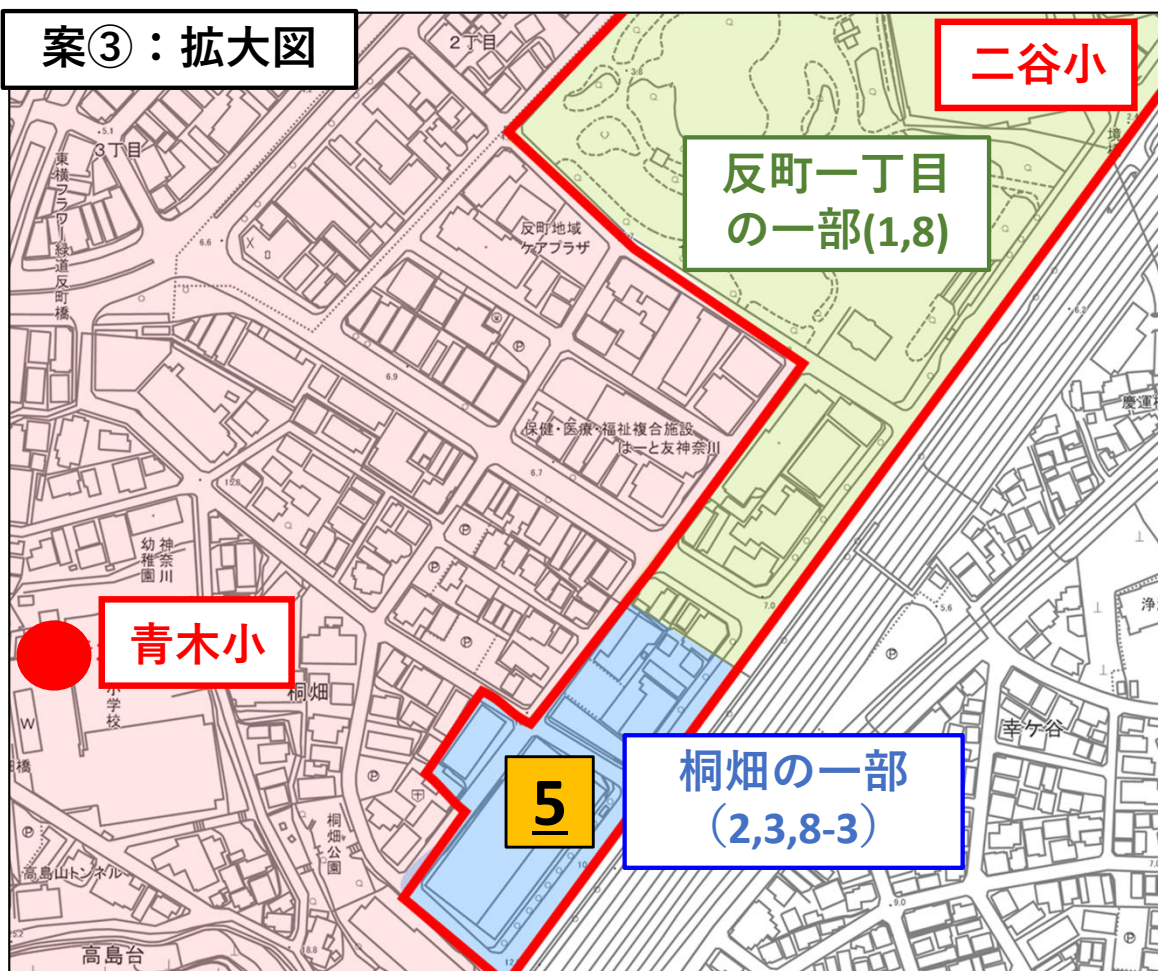
※ **4** のマンション（建設済）は戸数が多く、今後も多くの方が入居する可能性があるため、R9年から宮谷小に通学区域を変更します。（経過措置の対象外となります）

6. 経過措置を講じることが可能な「新たな通学区域の見直し案③」

⑨（新規）：桐畑2,3,8－3（サカタのタネ跡地のみ）

反町一丁目1,8

案③：拡大図



経過措置期間

経過措置期間終了後

(指定校)

(受入校)

(指定校)

(受入校)

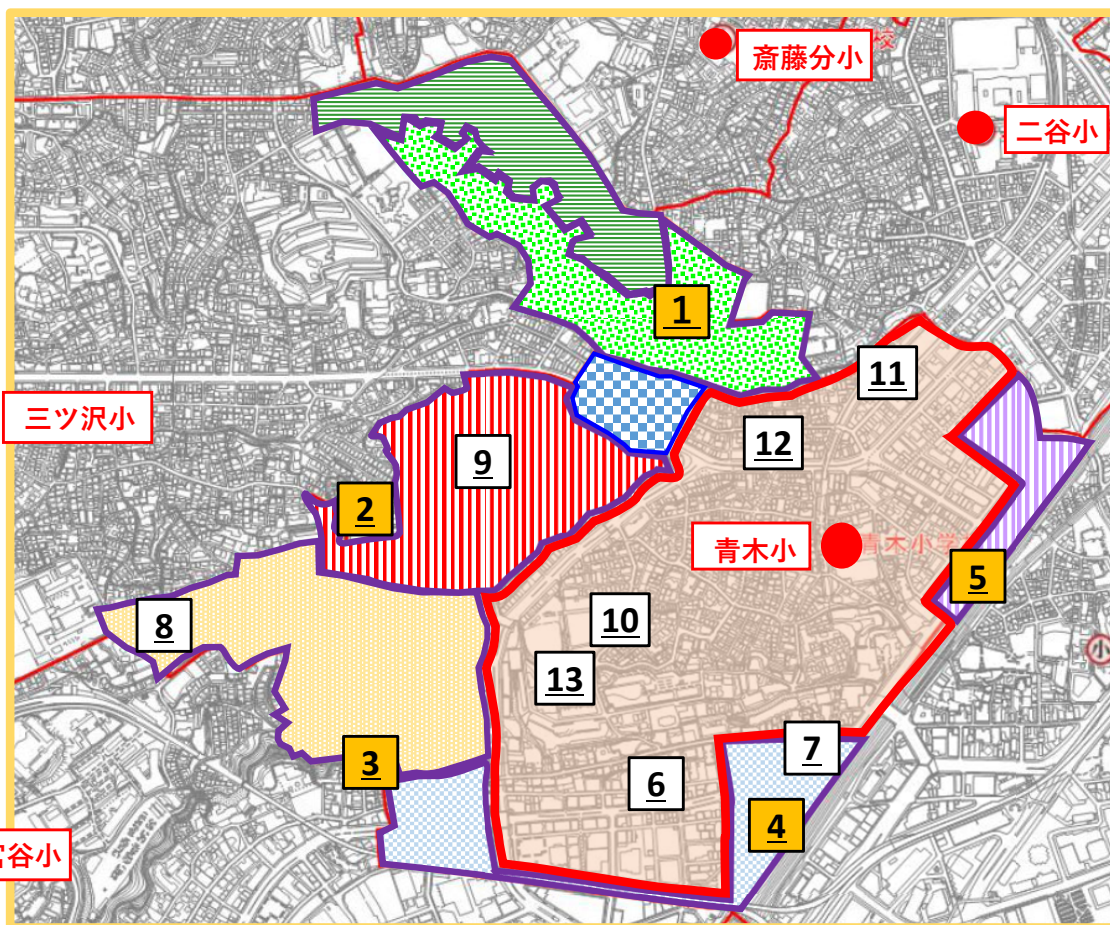
二谷小

青木小

二谷小

※ 5 のマンション（建設中・計200戸）は、R9年から二谷小に通学区域を変更をします。（経過措置の対象外となります）

【参考】青木小学校通学区域内で把握済の物件一覧（R7.7.1現在）



・ ・ ・ 新たな青木小学校通学区域

① ～ ⑬ ・ ・ ・ 把握済の物件（R7.7.1時点）

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居年 (予定)
①	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R 1 0
②	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R 9
③	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R 9
④	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41 鶴屋町1-42	入居済
⑤	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R 9 R 1 0
⑥	共同住宅（建築済・60戸）	鶴屋町2-9-15	R 7
⑦	共同住宅（建築済・62戸）	台町8-1	R 7
⑧	共同住宅（新築・36戸）	沢渡54-2	R 7
⑨	共同住宅（建築済・23戸）	松ヶ丘47	R 7
⑩	共同住宅（建築済・98戸）	高島台24-1	R 7
⑪	共同住宅（新築・42戸）	反町4丁目 29-9	R 7
⑫	共同住宅（新築・33戸）	松本町1丁目 3-1	R 9
⑬	共同住宅（新築・50戸）	高島台25-1	R 9

※ ① ～ ⑤ に建設予定・入居済のマンションは、令和9年度から通学区域変更の実施を想定しています。

見直し案③で経過措置を講じた場合の児童数・学級数見込み（※）

※ 経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、
全ての児童（100%の割合）が青木小学校に就学した場合の**最大値**で推計値を算出しています。

青木小

保有：24CR

3年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	763	761	753	749	748	725	703	687	671
学級数	24	24	24	24	24	23	22	22	21

教育委員会事務局としては、経過措置が講じられる限度は、**3年間**が限度と考えています。（理由は以下に記載）

4年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	763	761	753	749	748	759	736	719	702
学級数	24	24	24	24	24	24	23	23	22

4年間以上の経過措置を講じる場合、以下の課題があります。

①青木小の通学区域内で、今後把握しえない開発等で児童数・学級数が増加した場合、教室不足が発生するリスク。

②4年間以上の経過措置を講じた場合、R11からR12を境に児童数が**増加傾向に転じる**ことで、見込み以上の児童数が就学した場合に受入が困難。

5年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	763	761	753	749	748	759	771	753	735
学級数	24	24	24	24	24	24	24	24	23

6年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	763	761	753	749	748	759	771	791	772
学級数	24	24	24	24	24	24	24	25	25

※表中の児童数・学級数は、一般学級の児童数・学級数となります。（次頁も同様）

見直し案③で経過措置を講じた場合の児童数・学級数見込み（※）

※ 経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、
全ての児童（100%の割合）が各小学校に 就学した場合の**最大値で推計値を算出**しています。

斎藤分小

保有：10CR

3年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	211	221	239	260	276	292	300	311	317
学級数	8	9	10	10	11	12	12	12	12

※内部改修により、
最大2CR程度
確保可能な見込み
(=12CR)

二谷小

保有：14CR

3年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	386	376	376	368	366	405	419	444	463
学級数	14	14	13	12	12	14	15	16	16

※令和8年度以降、
建替えに向けた設計
等が開始予定
建替え期間中は、
16CR程度を確保予定

三ツ沢小

保有：28CR

3年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	793	822	840	834	870	872	853	838	829
学級数	26	27	28	27	28	28	27	26	25

宮谷小

保有：23CR

3年間の経過措置

経過措置解除

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
児童数	645	615	594	591	553	526	534	545	560
学級数	22	21	20	20	19	18	18	18	18